

浦安市いのちとこころの支援計画 (浦安市自殺対策計画)

基本理念

人と人が「つながる」 人と人を「つなぐ」



平成31年3月

はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の
問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」として認識され
ました。平成28年には自殺対策基本法が改正され、平成29
年には、我が国の自殺の実態を抜本的に見直した新たな「自
殺総合対策大綱」が打ち出されるなど、自殺対策は総合的か
つ効果的に推進されてきました。しかし我が国の自殺死亡率
は、いまだ主要先進7カ国の中で最も高く、自殺者数が毎年
2万人を超える非常事態は続いています。



本市では、平成21年度に「最前線で命を支える専門職の所属する部署」と、自治会・老人ク
ラブなど「地域を支える市民団体」などにより構成された「浦安市いのちとこころの支援対策
協議会」を設置し、従来より力を注いできた、生活困窮・育児・介護疲れ・いじめなどの「生
きることの阻害要因」を減らすための取り組みに加え、“社会における（人と人との）関係性
の希薄さ”に着目し、10年間さまざまな角度から自殺対策に取り組んでまいりました。その中
で、「自殺以外の選択肢を考えられないほど人を追い詰める“孤立感や孤独感”は、自殺の後
押しになり、“人と人とのつながり”は困難な境遇にある時こそ、生き続けるための原動力になる”
という考えに至りました。

本計画の基本理念は、10年間の総まとめでもある「人と人をつなぐ・人と人がつながる」で
す。浦安市の事業や地域で行われているあらゆる取り組みを「生きる支援」の観点から体系的
に見直し、実効性の高い計画としました。

浦安市は人材の宝庫です。その特性を活かし「不安や悩みや元気を吸収し合うことの出来る
“人と人とのつながり”の良さを実感することのできる、生きごこちのよいまち」を目指し、
市民や学校、地域、市民活動団体や関係団体、企業とともに、市民それぞれが持つ力を出し合
い計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見、ご提案をいただきました「浦安市いのちとこ
ころの支援対策協議会」の委員の皆様から感謝いたします。

平成31年3月

浦安市長 内田悦嗣

目次

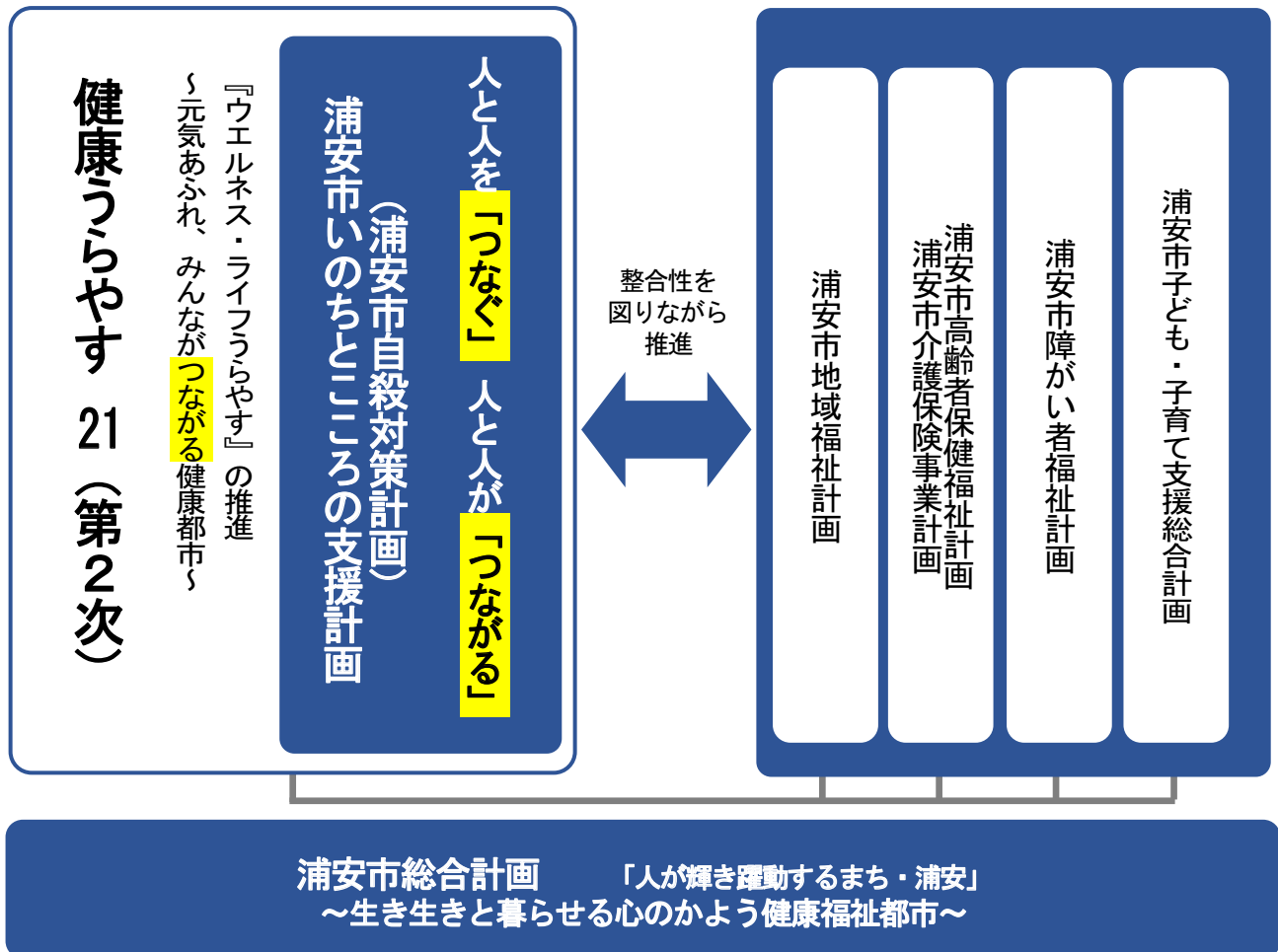
第1章	計画の位置づけ.....	- 1 -
第2章	計画の期間	- 1 -
第3章	計画策定の趣旨等.....	- 2 -
1.	計画策定の背景	- 2 -
2.	計画策定の趣旨～浦安市のこれまでの取り組みとこれから～.....	- 3 -
第4章	浦安市の自殺の現状.....	- 4 -
1.	浦安市の自殺者数と自殺死亡率の推移.....	- 4 -
2.	男女差	- 4 -
3.	子ども・若者の状況.....	- 4 -
4.	年代別にみた死亡原因の状況.....	- 5 -
5.	高齢者の状況.....	- 5 -
6.	性別×仕事の有無別×同居の有無×年齢階級別の自殺死亡率.....	- 6 -
7.	自殺死亡率の高い群.....	- 6 -
8.	地域の就業者の常住地・従業地 (H27 国勢調査)	- 6 -
9.	地域の事業所規模別事業所／従業者割合 (H26 経済センサス-基礎調査)	- 6 -
10.	健康づくりに関するアンケート調査結果.....	- 7 -
第5章	基本理念 人と人が「つながる」 人と人を「つなぐ」	- 10 -
	アプローチ別施策表.....	- 11 -
	浦安市の自殺対策の考え方	- 12 -

第6章	自殺対策における取り組み	- 14 -
1.	基本方針	- 14 -
2.	基本施策	- 15 -
【基本施策1】	気付けば人と「つながる」ネットワークづくり	- 15 -
【基本施策2】	意識的に人を「つなぐ」ネットワークづくり	- 15 -
3.	重点施策	- 16 -
【重点施策1】	子ども・若者対策	- 16 -
【重点施策2】	孤立・孤独対策	- 18 -
第7章	計画の数値目標・評価・PDCAサイクル	- 19 -
1)	数値目標	- 19 -
2)	計画の目標	- 19 -
	浦安市内の生きる支援に関連する事業一覧 早見表	- 20 -
	資料	
1.	自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）	- 38 -
2.	浦安市いのちとこころの支援対策協議会設置要綱	- 42 -

第1章 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条2に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「浦安市総合計画」の理念・基本方針に従って推進します。さらには「浦安市地域福祉計画」「浦安市高齢者保健福祉計画・浦安市介護保険事業計画」「浦安市障がい者福祉計画」「浦安市子ども・子育て支援総合計画」「データヘルス計画・特定健康診査等実施計画」等の諸計画と整合し、相互に連携・連動する内容としています。



第2章 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、5年に一度を目安として内容の見直しを行います。

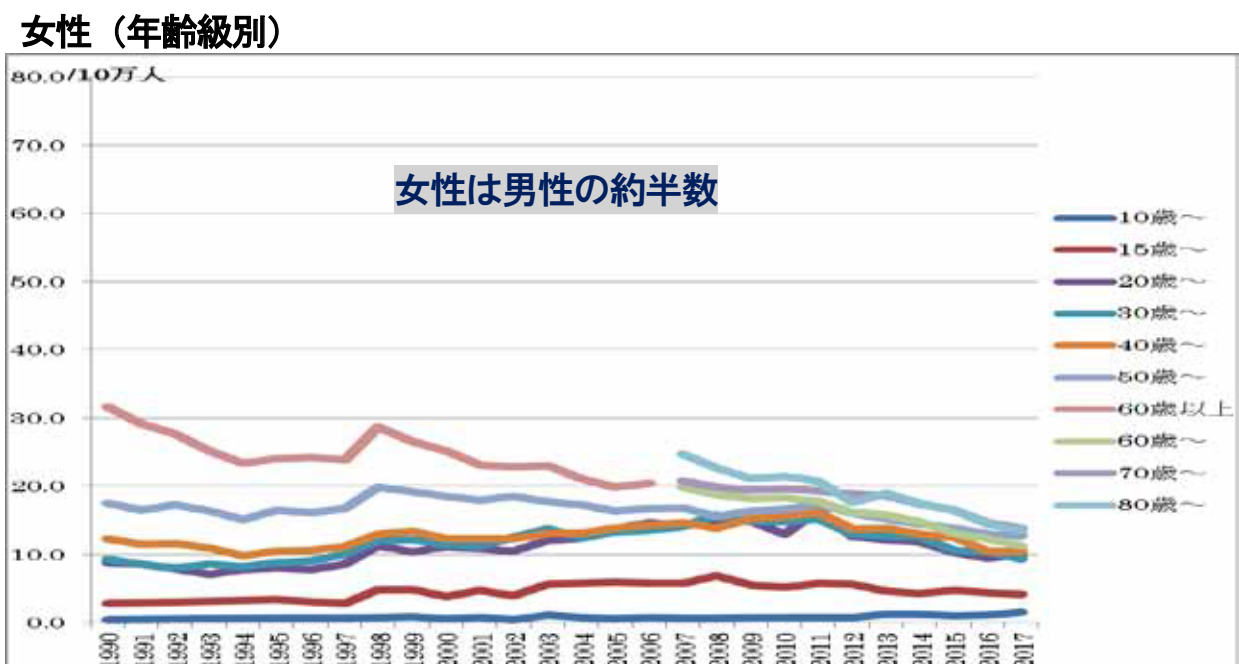
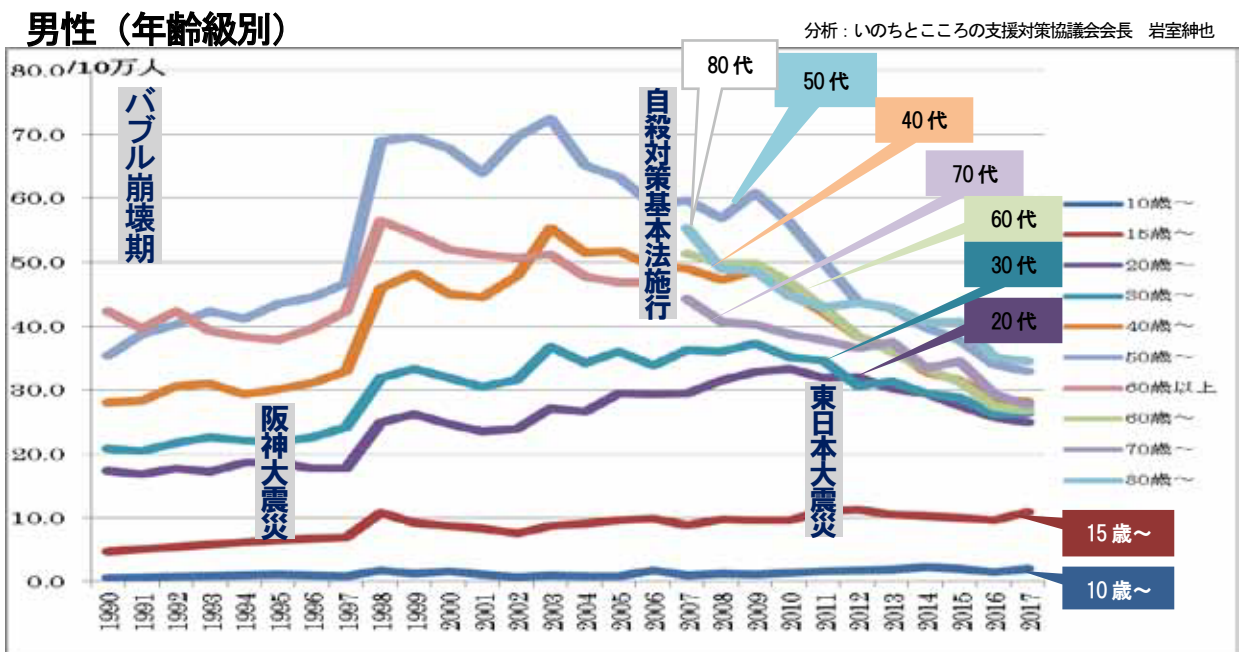
第3章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

国では、自殺者の急増を受け、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行されました。それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。平成28年4月には、「自殺対策基本法」の一部が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

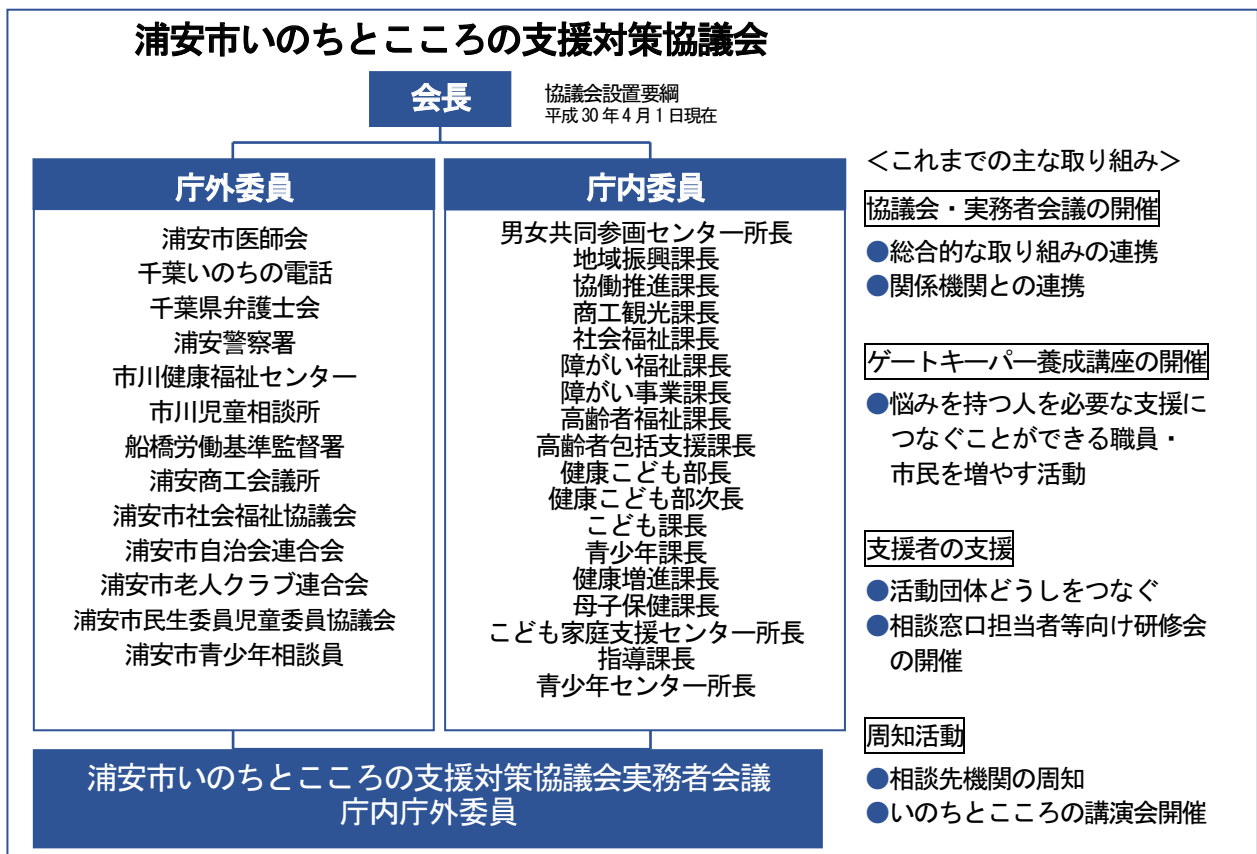
日本の自殺死亡率の推移



2. 計画策定の趣旨～浦安市のこれまでの取り組みとこれから～

本市においても、自殺対策基本法を受け、浦安市第二期基本計画（平成20年度～平成29年度）第一次実施計画（平成20年度～平成23年度）に「いのちとこころの支援事業」が盛り込まれました。さらに自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成22年2月に「最前線で命を支える専門職」の所属する庁内部署と、自治会・老人クラブなど「地域を支える市民団体」による「いのちとこころの支援対策協議会」を設置しました。協議を重ねる中で、地域でのネットワークの重要性が認識されるようになり、協働推進課などの直接自殺予防につながる事業を展開していないものの、地域と深くつながる庁内部署も委員に加えることとなり、現在に至ります。

今後は、「浦安市いのちとこころの支援計画（浦安市自殺対策計画）」に基づき、これまでの取り組みを発展させる形で、全庁的な取り組みとしてさらに総合的に自殺対策を推進していきます。



これまでの取り組みを
発展させる

「いのちとこころを支える」ネットワークづくり

“「つなぐ」
ネットワーク”

+
プラス

“「つながる」
ネットワーク”

第4章 浦安市の自殺の現状

1. 浦安市の自殺者数と自殺死亡率の推移

浦安市の自殺死亡率は全国に比べて低く、自殺者数は年々減少傾向にあります。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	H25-29年 平均
自殺者数 (人口動態統計)	39人	32人	35人	22人	21人	25人	23人	23人	18人	238人	22.0人
浦安市自殺死亡率 (警察庁自殺統計)	23.2	23.1	20.4	13.2	15.4	12.3	14.1	12.8	9.6	-	12.8
全国自殺死亡率 (警察庁自殺統計)	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5	-	18.5

2. 男女差

自殺死亡者数は男女により大きく異なり、ほぼ全ての年齢階級で男性は女性よりも多く、世界的にもおおむね同様の傾向です。

年代別・男女別自殺者数 (H21~28年合計)

	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	100歳以上
総数	0人	2人	3人	19人	10人	26人	23人	16人	18人	20人	20人	17人	19人	11人	7人	5人	1人	3人	0人	0人
男	0人	2人	1人	15人	8人	14人	22人	10人	13人	16人	11人	14人	13人	4人	4人	3人	0人	1人	0人	0人
女	0人	0人	2人	4人	2人	12人	1人	6人	5人	4人	9人	3人	6人	7人	3人	2人	1人	2人	0人	0人

出典：人口動態統計

3. 子ども・若者の状況

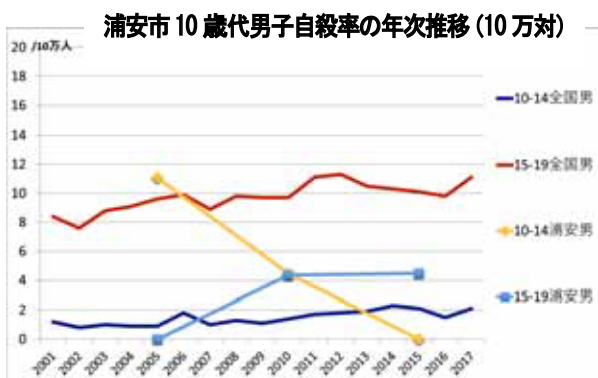
浦安市では、ほぼ全ての年代の自殺死亡率が全国より低い中、10歳代男子は高い状況です。自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室から提供された自殺実態プロフィールによると、全員が生徒・学生でした。

自殺者数の増加する20歳代以降は集団として働きかけの難しい世代になることもあり、学校に所属し、行政としてアプローチのしやすい10歳代学生に向けた取り組みをいかにすすめていくかが、子ども・若者対策のかなめとなります。そのために欠かすことのできない「学校とのつながり」を今後どのように構築していきけるか、また子どもの育つ環境を地域全体がどのように支えていくかが浦安市の課題です。

浦安市の年代別若者の自殺死亡率 (10万対)

	H25~29 合計(人)	浦安市 自殺死亡率	全国 自殺死亡率
総数		12.8	18.5
男性	20歳未満	3.6	3.3
	20歳代	22.1	26.2
	30歳代	17.7	26.7
	40歳代	19.5	30.9
女性	20歳未満	1.2	1.5
	20歳代	3.4	10.2
	30歳代	4.8	10.6
	40歳代	13.3	12.0

出典：地域自殺実態プロフィール (2018)



分析：いのちとこころの支援対策協議会会長 岩室紳也

4. 年代別にみた死亡原因の状況

10歳代20歳代30歳代の死因の1位であるという状況は全国と同様です。中でも30歳代が自殺者数の多い年代ですが、がんなどの疾病による死亡者が増加する40歳代～60歳代でも死因の上位を占めています。また70歳代以降は自殺者数的には減少しますが、死因の10位以内には入っている状況です。

年代別・男女別の死亡原因（H21～28年合計）

		第1位		第2位		第3位			
10～14歳	男女計	自殺	2人	脳血管疾患	0人	心疾患	1人		
			0人				2人		0人
15～19歳	男女計	不慮の事故	4人	自殺	1人	その他神経系疾患	2人		
			1人				2人		0人
20～24歳	男女計	自殺	15人	不慮の事故	6人	悪性新生物	2人		
			4人				0人		1人
25～29歳	男女計	自殺	8人	心疾患	3人	悪性新生物	2人		
			2人				1人		0人
30～34歳	男女計	自殺	10人	悪性新生物	4人	心疾患	2人		
			14人				2人		3人
35～39歳	男女計	自殺	12人	悪性新生物	5人	心疾患	0人		
			26人				7人		3人
40～44歳	男女計	悪性新生物	22人	自殺	6人	心疾患	7人		
			1人				12人		2人
45～49歳	男女計	悪性新生物	23人	自殺	18人	心疾患	9人		
			13人				10人		3人
50～54歳	男女計	悪性新生物	24人	自殺	16人	心疾患	14人		
			51人				5人		2人
55～59歳	男女計	悪性新生物	30人	自殺	17人	心疾患	16人		
			23人				5人		4人
60～64歳	男女計	悪性新生物	53人	自殺	22人	心疾患	20人		
			80人				11人		11人
65～69歳	男女計	悪性新生物	55人	自殺	9人	心疾患	5人		
			135人				20人		16人
70～74歳	男女計	悪性新生物	161人	自殺	29人	心疾患	19人	第4位	14人
			73人				12人	脳血管疾患	14人
75～79歳	男女計	悪性新生物	234人	自殺	41人	心疾患	33人		17人
			214人				46人		25人
80～84歳	男女計	悪性新生物	90人	自殺	19人	心疾患	9人		6人
			304人				65人		34人
85～89歳	男女計	悪性新生物	250人	自殺	62人	心疾患	23人		4人
			100人				27人		13人
90～94歳	男女計	悪性新生物	350人	自殺	89人	心疾患	36人		11人
			199人				63人		37人
95～99歳	男女計	悪性新生物	97人	自殺	42人	心疾患	27人		3人
			296人				105人		64人
100歳以上	男女計	悪性新生物	170人	自殺	67人	心疾患	41人		3人
			104人				83人		37人
合計	男女計	悪性新生物	274人	自殺	150人	心疾患	78人		5人
			95人				65人		21人
合計	男女計	悪性新生物	111人	自殺	92人	心疾患	56人		1人
			206人				157人		77人
合計	男女計	心疾患	36人	老衰	21人	悪性新生物	18人		1人
			91人				102人		42人
合計	男女計	心疾患	127人	老衰	123人	悪性新生物	60人		3人

出典：人口動態統計

5. 高齢者の状況 60歳代以上の自殺の内訳（H25-29計）

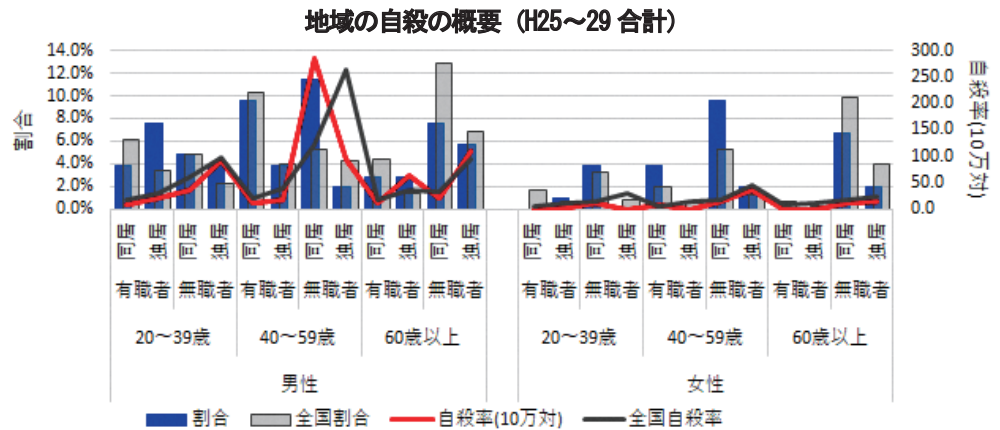
同居人のいる60歳代男性の自殺者が多いのは全国と同じですが、その割合が31.0%と高いことが特徴です。同居人の内訳は不明ですが、9人中3人は仕事を持つ方であり、死に至る背景を知ることが、この世代の自殺対策のポイントとなります。

性別	年齢階級	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	9人	5人	31.0%	17.2%	17.1%	10.8%
	70歳代	1人	1人	3.4%	3.4%	15.1%	6.3%
	80歳以上	1人	3人	3.4%	10.3%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	4人	0人	13.8%	0.0%	9.7%	3.2%
	70歳代	3人	1人	10.3%	3.4%	9.1%	3.8%
	80歳以上	0人	1人	0.0%	3.4%	7.4%	3.5%
合計		29人		100%		100%	

出典：地域自殺実態プロファイル（2018）

6. 性別×仕事の有無別×同居の有無×年齢階級別の自殺死亡率

全国も浦安も 40～59 歳男性無職者の自殺死亡率が高いことは同じですが、全国は独居者であるのに対し浦安市は同居人のいる方であることが特徴です。



7. 自殺死亡率の高い群

全国的には、独居者の自殺者が多い傾向であるのに対し、浦安市では自殺死亡率の高い群の 1 位から 4 位には同居人がいます。また 2 位の 40～59 歳の同居人のいる女性の 9 割が主婦でした。3 位と 5 位は仕事を持つ男性であり、家族や職場でのつながりを持っていても自殺に至った背景を知り、支援につなげるための対策が必要です。

上位 5 区分	自殺者数 H25～29 年計	自殺死亡率* 10 万対	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位: 男性 40～59 歳 無職 同居	12	285.7	失業・その他無職→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
2 位: 女性 40～59 歳 無職 同居	10	14.9	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
3 位: 男性 40～59 歳 有職 同居	10	10.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4 位: 男性 60 歳以上 無職 同居	8	21.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
5 位: 男性 20～39 歳 有職 独居	8	20.7	【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

*自殺率の母数(人口)は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

出典：地域自殺実態プロフィール (2018)

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013 (ライフリンク) を参考にした。

8. 地域の就業者の常住地・従業地 (H27 国勢調査)

働く世代の自殺が多い浦安市ですが、仕事を持つ浦安市内に住む方のうち、61.5%が他市区町村で働いており、どのようなアプローチ方法で自殺対策に取り組むかが課題の 1 つです。

		従業地		
		自市区町村	他市区町村	不明・不詳
常住地	自市区町村	26,010 人	48,773 人	4,575 人
	他市区町村	45,888 人	—	—

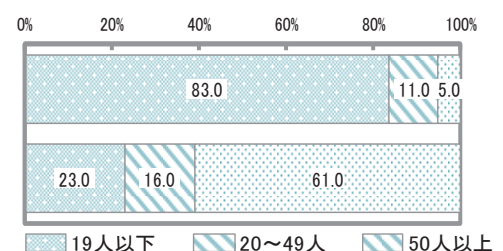
出典：地域自殺実態プロフィール (2018)

9. 地域の事業所規模別事業所／従業者割合 (H26 経済センサス-基礎調査)

地域総合対策推進センター自殺実態・統計分析室は、労働者数 50 人未満の事業所では一般的にメンタルヘルス対策に遅れがあると指摘しています。浦安市内では 39%の事業所が労働者数 50 人未満であり、労働関係機関との連携による働きかけが課題の 1 つです。

浦安市内事業所
(4,467カ所)

浦安市内従業者
(92,437人)



10. 健康づくりに関するアンケート調査結果

1 調査対象

健康意識調査：市が無作為抽出した市民・市が指定した期間における検診等で健康センターを利用した人
 Uモニタアンケート：浦安市インターネット市制モニター登録者

2 調査期間

健康意識調査：平成30年8月10日から平成30年8月31日
 Uモニタアンケート：平成30年8月22日から平成30年8月28日

3 調査方法

健康意識調査：郵送による配布・回収、健康センター来庁者への直接配布・回収
 Uモニタアンケート：浦安市インターネット市制モニターにて

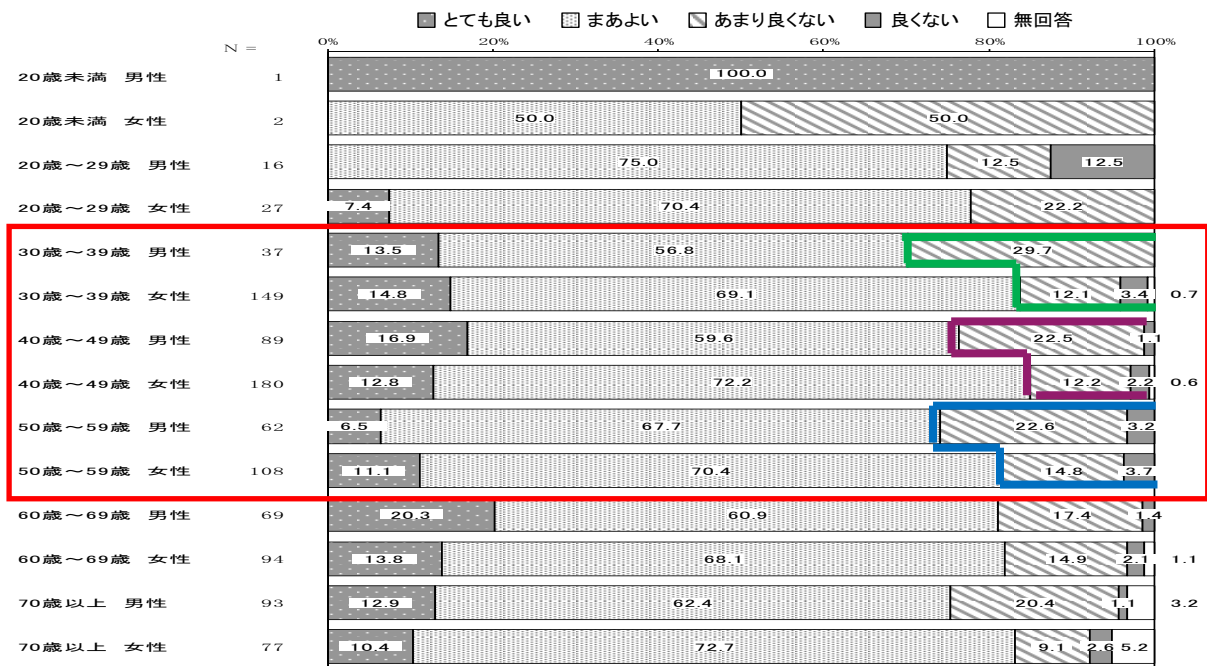
4 回答件数

健康意識調査：611件 Uモニタアンケート：402件 総回答件数=1,013件

※各調査においては、年齢や性別の未回答者がいるため、年代別・性別の合計と全体の回答者数に差が出る場合があります。

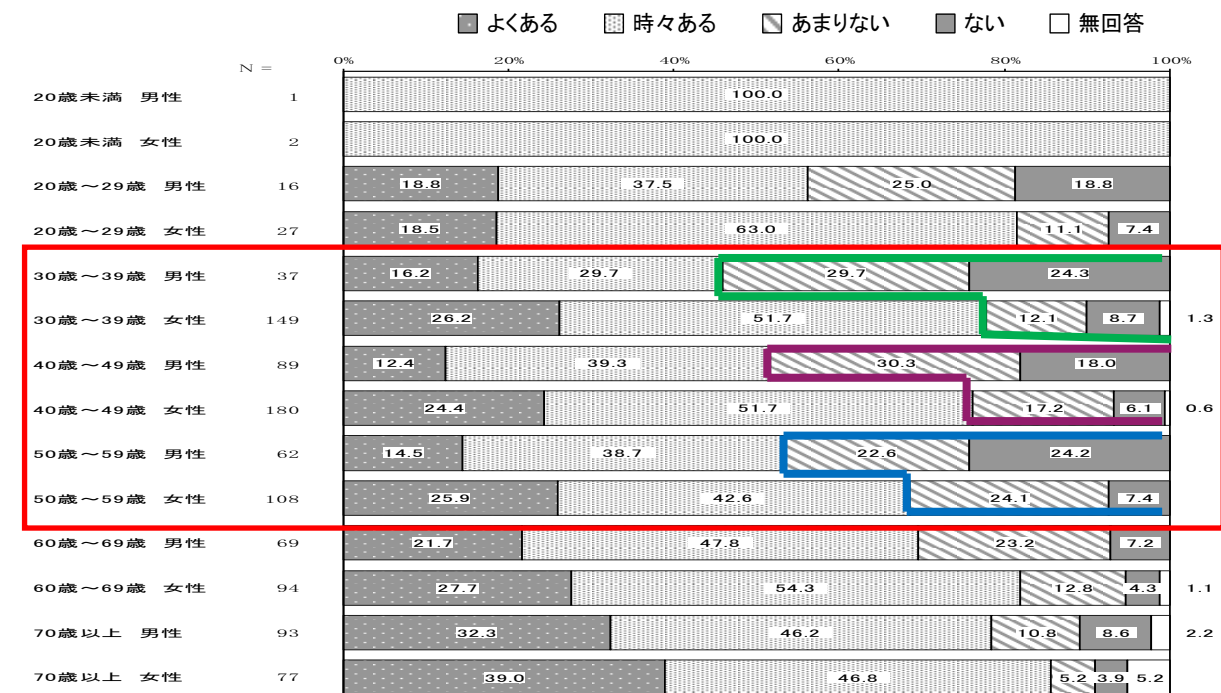
自分の健康状態はいいと思いますか（〇は1つだけ）

30歳代～50歳代の男性は女性に比べて「あまり良くない」「良くない」と回答した人が多かった。



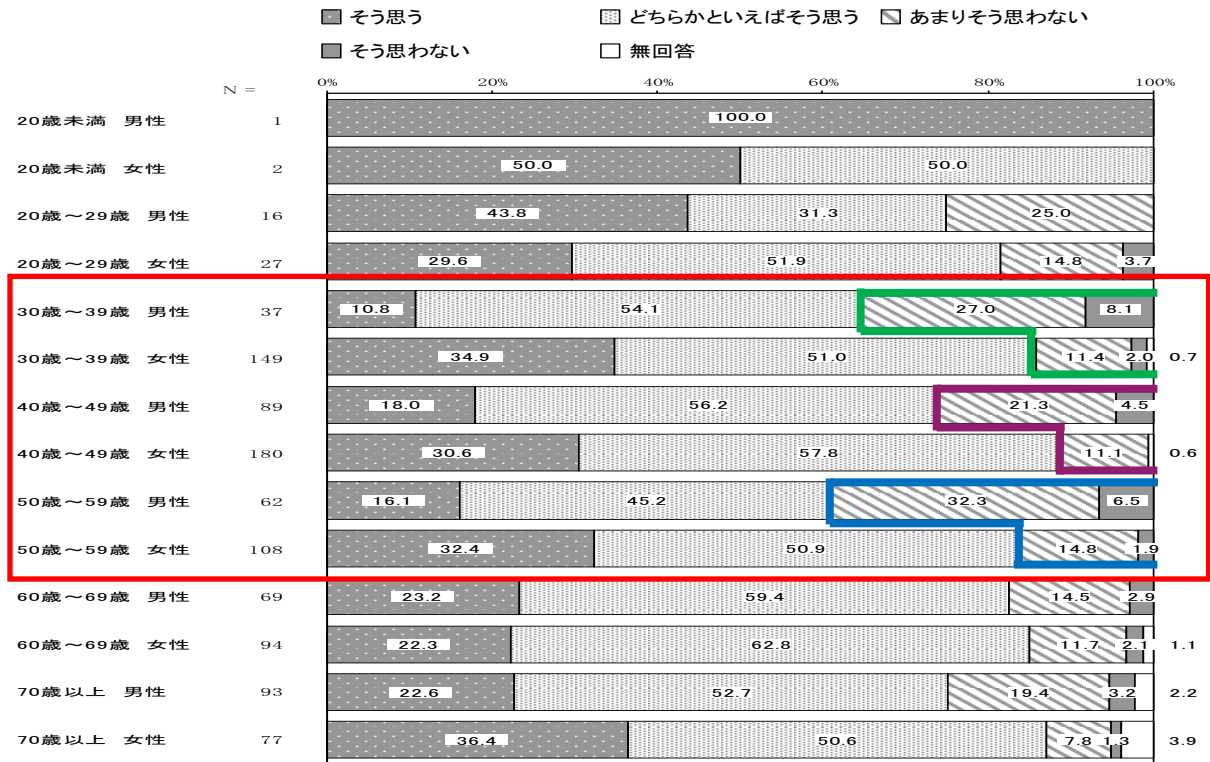
職場以外および家族以外の人と、集まって話す機会がありますか（〇は1つだけ）

30歳代～50歳代の男性は女性に比べて「あまりない」「ない」と回答した人が多かった。



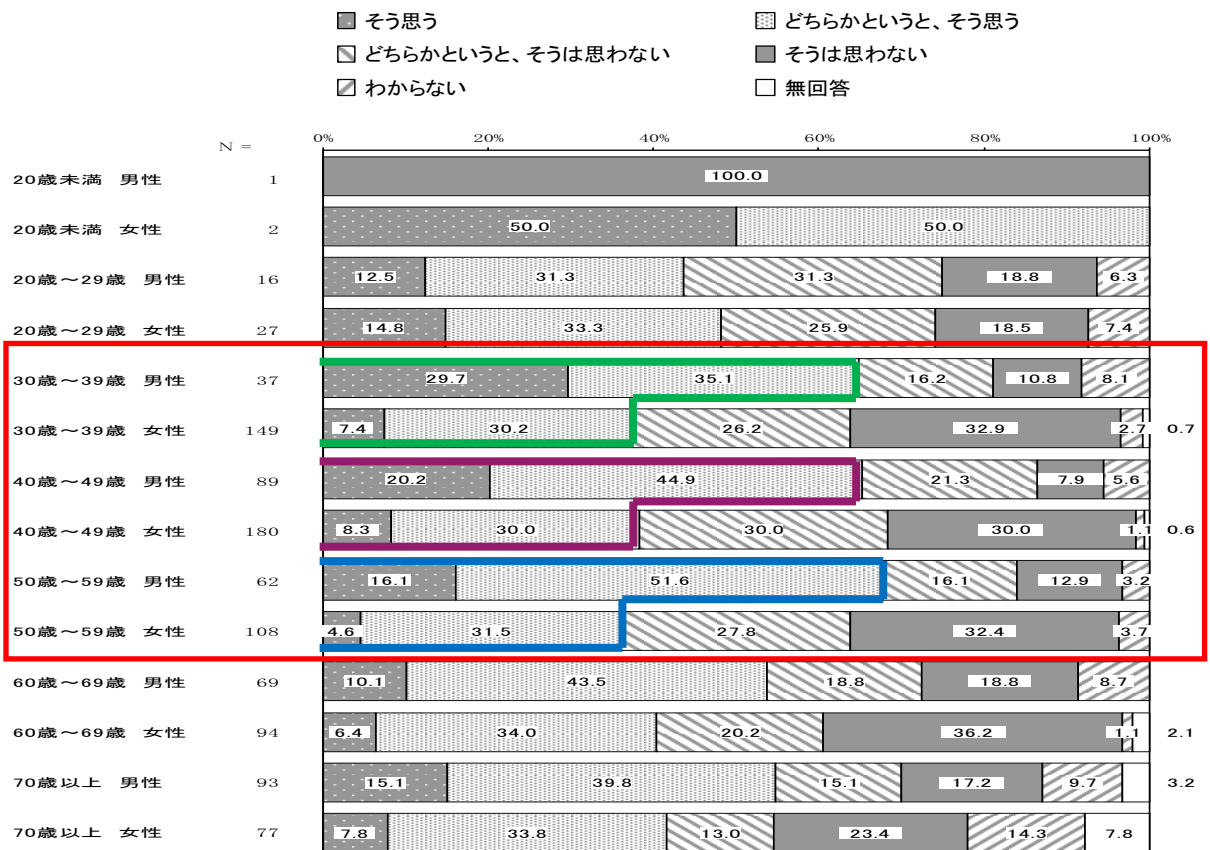
あなたの周囲の人々は、お互いに助け合って生きていると思いますか。(〇は1つだけ)

30歳代～50歳代の男性は女性に比べて「そう思わない」「あまりそう思わない」と回答した人が多かった。



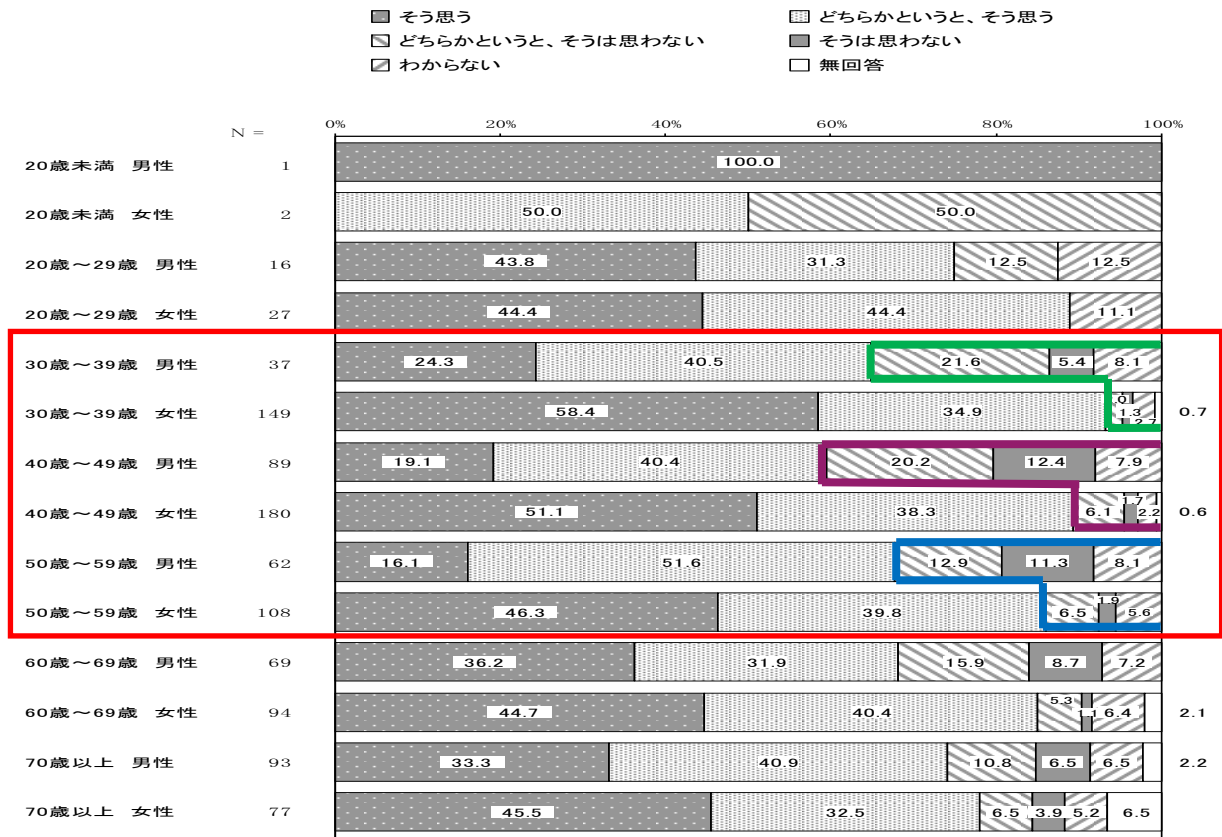
あなたは悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに、ためらいを感じますか。(〇は1つだけ)

30歳代～50歳代の男性は女性に比べて「そう思う」「どちらかと思えばそう思う」と回答した人が多かった。



あなたの周囲には、あなたの不満や悩みや、つらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいると思いますか。(〇は1つだけ)

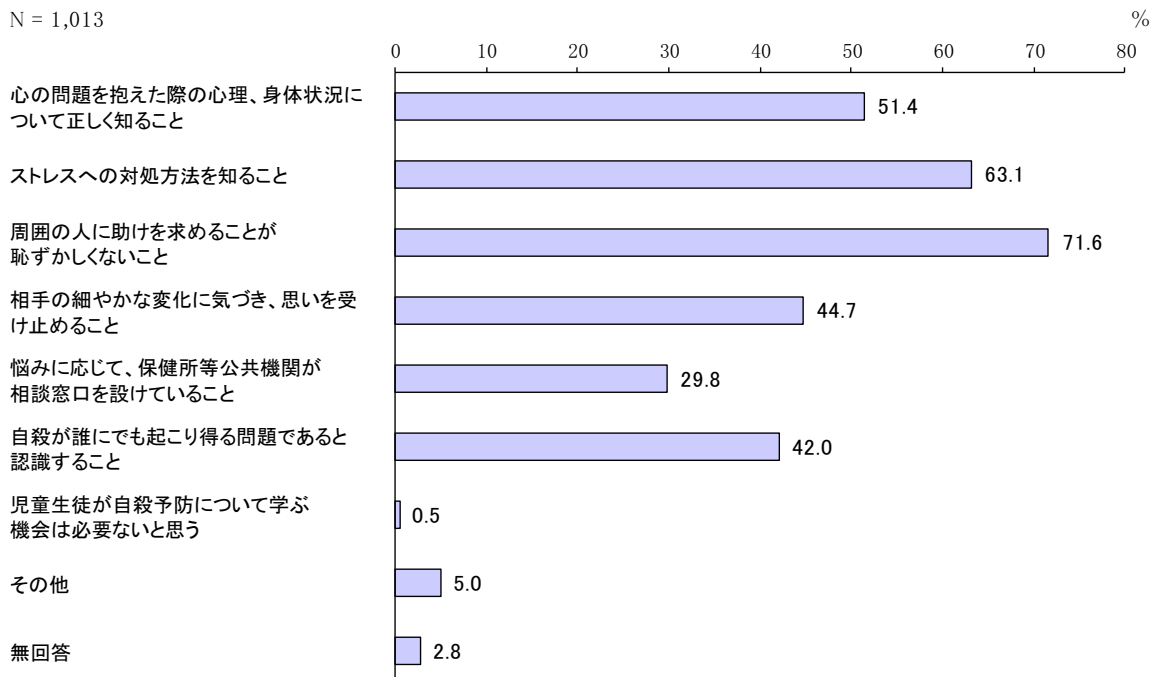
30歳代～50歳代の男性は女性に比べて「そう思わない」「どちらかと言うとそう思わない」と回答した人が多かった。



自殺予防のために、児童生徒の段階において、どのようなことを学ばよと思いますか。(〇はいくつでも)

「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」の割合が71.6%と最も高く、次いで「ストレスへの対処方法を知ること」の割合が63.1%、「心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」の割合が51.4%となっています。

N = 1,013



第5章 基本理念

人と人が「つながる」人と人を「つなぐ」

「いのちとところを支える」ネットワークづくり

生きることの
促進要因への支援

「つながる」 ネットワーク

「**つながる**ことで元気になる人」
を増やす
「日々の生活の中に
つながりを意識する人」
を増やす

「人と**つながる**ことの良さ」を
経験する人が増えれば
生き心地のよいまち
になる

これも自殺対策なの？
という人達の
ネットワークづくり



地域における
ネットワークの強化

「つなぐ」 ネットワーク

「人をつなぐ連携」を通して、
「“人と人が**つながる**ことの
大切さ”を実感する人」を増やす

「“人と**つながる**ことの良さ”を
実感する支援者」が増えれば、
よりよい支援ができる

ハイリスク支援者の
ネットワークづくり



つなぐ・つながる会

アプローチ別施策表

	ポピュレーションアプローチ 生きることの促進要因を増やす	ハイリスクアプローチ 生きることの阻害要因を減らす
2つの基本施策	<p>基本施策1</p> <h2>気付けば人と『つながる』ネットワーク</h2> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <h3>居場所づくり</h3> <p>共有感・共感・目的・目標・役割</p> <p>浦安市の自殺対策についての周知活動</p> <p>つなぐ・つながる会 (共感・共有感) 例：当事者どうし</p> </div>	<p>基本施策2</p> <h2>意識的に人を『つなぐ』ネットワーク</h2> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <h3>支え手を増やす</h3> <p>困っている人を支援につなぐことのできる人を増やす</p> <p>ゲートキーパー養成講座</p> <p>つなぐ・つながる会 (連携・ネットワーク) 例：支援者どうし・市民と行政と学校</p>  </div>
	2つの重点施策	<p>重点施策1</p> <h2>子ども・若者対策</h2> <p>育ちの中で「自分らしく生き続けられる力」を身に付けられるよう成熟した環境をつくる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <h3>学校・地域・行政の連携・協働</h3> <p>若者が育つ環境を豊かに</p> </div> <p>生きることの促進要因を増やす取り組みへの支援 子どもの成長を保障する社会をつくる 「いじめ」の背景を考える マイノリティを意識しなくてもよい環境づくり SNSの活用 子ども・若者を取り巻く環境の風通しをよくする</p>
取り組み		<h2>浦安市内の全ての「生きる支援関連施策」</h2>

浦安市の自殺対策の考え方

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くがさまざまな悩みにより、「追い込まれた末の死」です。誰もが経験する悩みや不安が複雑化・複合化し、「自殺以外に解決方法がない」と思い詰めるまでの状況に追い込まれた時に自殺は起きます。

浦安市では死にたいほどつらい状況に追い詰められていった背景と、自殺に追い込まれる人と回避できる人の違いについて協議を重ねてきました。

孤立・孤独は自殺の最大のリスク

自殺に追い込まれる人と回避できる人の違いは、単に個人レベルの差だけではなく、「人との関係性の希薄さ」など現代社会に蔓延するリスクの有無が根底にあると考えます。

自殺の後押しとなる「**孤立感**」や「**孤独感**」は、現代社会（地域・家庭・学校・職場・仲間など）の「**関係性（つながり）の希薄さ**」が生んでいる

自殺に追い込まれやすい

孤独・孤立を感じていると
問題が複雑化・複合化し

社会的孤立 病苦 介護疲れ 多重債務 アルコール等の依存
精神疾患 ひきこもり いじめ 過労 事業不振

誰もが人生の中で出会う「**不安**」や「**悩み**」

頼れる人の不在 被虐待 進路の悩み 子育ての不安
性被害 不登校 職場の人間関係 失業

人とのつながり
複数の居場所・役割の存在
を感じていると

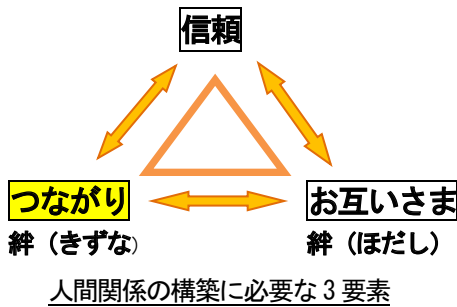
再チャレンジに向かいやすい

市内のあらゆる「つなぐ・つながる」に関連する取り組みの中に、「人とのつながり」が生まれることを目標にします。

人と人を「つなぐ」 人と人が「つながる」



一方通行のものではなく、“不安や悩みや元気を吸収し合う”ことの出来る「お互いさま」で「信頼関係」のある「つながり」は、生きる原動力になると考えます。



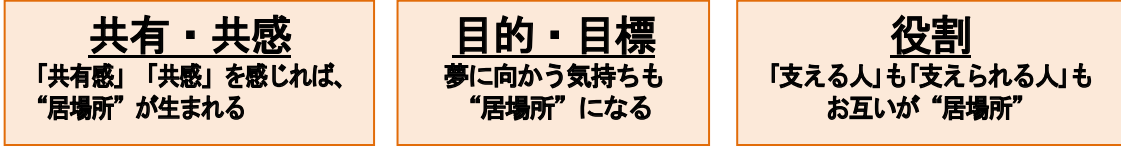
市民・職員一人ひとりが少しずつ「ほだし」を
 顔を合わせる必要のないコミュニケーションが大きな存在感を持つようになり、地域・職場・学校・家庭・仲間の関係性（つながり）の中に【ほだし】（絆のもう一方の読み方で「人の自由を束縛するもの」の意）を嫌う風潮は否定できません。
 そんな今こそ、市民・職員の一人ひとりが、“お互いさま”のほだしの気持ちを意識して持つことにより、「不安や悩みや元気を吸収し合える関係性の力を実感する人」が増えると考えます。

「対話」できる人を育みます。

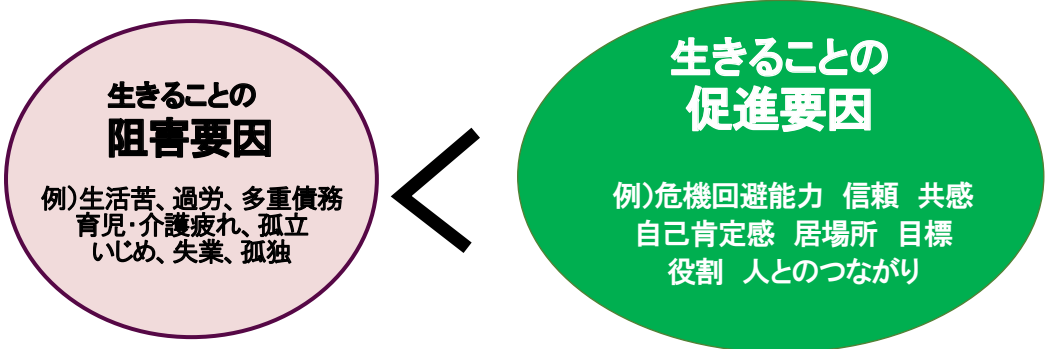
- 「対話」は「会話」ではない
 - 「説得」・「議論」・「説明」は対話ではない
 - 「対話的態度」とは「肯定的態度」
 - ・ 「肯定」とは相手の存在に敬意を払い尊重すること
 - ・ 「肯定」≠「あなたはそのままがいいよ」
 - ・ 「肯定」＝「あなたのことをもっと良く知りたい」
 - ・ 「肯定」とは双方向的な態度であり、無条件で一方向的な「全受容」とは異なる
- H29年度 浦安市いのちとこころの支援対策協議会実務者研修会講師 筑波大学教授 斎藤環氏のことば

居場所づくりの推進 ～「居場所」の存在に救われた経験はありませんか？～

居場所とは



“生きることの阻害要因”を抱えていても、“生きることの促進要因”の存在が自分の中で上回っていれば自殺リスクを低下させることができると考え、生きることの促進要因を増やす取り組みを支援します。



生きることの促進要因を持つことのできる環境を、地域や学校や職場に意識してつくる

第6章 自殺対策における取り組み

1. 基本方針

(1) 「生きることの支援」に関連する取り組みを総動員する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、行政のみならず、地域・企業・家庭において行われている「生きることの支援」に関連するあらゆる「つなぐ・つながる取り組み」を総動員して、「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やします。

(2) 積極的に広報活動、教育活動等の普及啓発を行い、庁内の様々な分野の人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有する

自殺の危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に広報活動、教育活動等の普及啓発を行います。

また、自殺対策は様々な角度や切り口から取り組みが求められており、市役所各部署や地域団体や市民が、横断的に取り組むことが必要不可欠です。「自殺対策」という意識で行っている取り組みではなくても、結果的に「自殺対策」につながっている「つなぐ・つながる取り組み」も少なくはありません。

「この取り組みも自殺対策にもなっている」と気づき、自殺対策への関心や「つなぐ・つながる取り組み」への理解の輪が広がることを目標に意識の共有を行っていきます。

いのちとこころの支援普及啓発・人材育成活動のあゆみ

- H27年度 「生きるちからを育てよう。つなごう子育ての支援の輪」
(子育てを支援する市民活動団体のつなぐ・つながる会)
- H29年度 「生きづらさを抱える人々への支援」支援者のつながる会
(生きづらさを抱える市民を支える職の方のつなぐ・つながる会)
- H30年度 「家族支援とオープンダイアログ(開かれた対話)の手法を学ぶ」
(生きづらさを抱える市民を支える職の方のつなぐ・つながる会)
「なぜ、子どもは自殺を考えるのか?」～学校・教師にできること～
(市内の教職員のつなぐ・つながる会)
「つなぐ・つながる会」
(ゲートキーパー養成講座を受講した市民のつなぐ・つながる会)
- H31年度以降 庁内外の横断的な「つなぐ・つながる会」(例:各分野の支え手、当事者、など)

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

<支援レベル>

それぞれの支援レベルにおいて
強力かつ有機的連携により
総合的に推進します

「対人支援のレベル」：個人の問題解決に取り組む相談支援
「地域連携のレベル」：関係機関の連携
「社会制度のレベル」：浦安市の制度や施策

<時系列的な対応>

「事前対応」：啓発等
「危機対応」：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する
「事後対応」：残された家族への支援

浦安市では上記の時系列的な対応に加え

自殺の事前対応の更に前段階での「つなぐ・つながる取り組み」を推進します。

「自殺の事前対応の更に前段階での取り組み」

：児童・生徒を対象としたポピュレーションアプローチ

＝生きることの促進要因を増やす取り組みを学校と地域・市が連携・協働して行う

2. 基本施策

【基本施策1】

気付けば人と「つながる」ネットワークづくり

「つながることで元気になる人」を増やすために、「日々の生活や取り組みの中につながりを意識する人」を増やす

複数の居場所づくり

つなぐ・つながる会

1) 生涯学習フォーラム（生涯学習課）

学校やそれを取り巻く関係機関・団体が、取り組みを発表したり情報交換したりする生涯学習フォーラムを開催することで、地域の子どもを地域で育てるということについての理解の深化と、学校や関係団体等の連携を図る。

2) 浦安市自治会・自治会連合会（地域振興課）

各自治会において開催される、自治会まつりやイベントを通じ、地域住民の連帯を深め、心の触れ合う住みよい地域社会とする。

自立は、**依存先を増やすこと**

居場所、絆(きずな+ほだし)、関係性が不可欠

希望は、**絶望を分かち合うこと**

熊谷晋一郎

出典：(公) 東京都人権啓発センター
ホームページ

人は話すことで
癒される

出典：アメリカ合衆国 臨床心理学者
カール・ロジャーズ (1902~1987)

【基本施策2】

意識的に人を「つなぐ」ネットワークづくり

人を「つなぐ」連携を通して、人と人が「つながる」ことの大切さを実感する人を増やす

支え手を増やす（困っている人を支援につなぐことのできる人を増やす）

つなぐ・つながる会

1) 市民大学校運営事業（市民大学校）

講座の1つ、またはその一部の中で、自殺に関連する情報の発信、学習機会を提供することにより、協働の担い手、ひいては地域の支え手の育成に努める。

2) お茶っ子会：転入高齢者のつどい（浦安お茶っこ会：市民団体）

高齢になってから浦安に転入してきたシニア世代の情報交換の場。居場所・孤立対策となる。

3) ファミリー・サポート・センター事業（こども課）

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織による育児支援。

3. 重点施策

【重点施策1】

子ども・若者対策

育ちの中で「自分らしく生き続けられる力」を身に付けられるよう、成熟した環境の浦安になる

生きることの促進要因を増やす取り組みへの支援

つなぐ・つながる会

青少年館管理運営事業（青少年課）

青少年が仲間づくりや交流を行える場及び自発的に学習や趣味等の活動を行える場の提供。
家庭・学校以外の場での他者との交流の場でもある。

子どもの成長を保障する社会をつくる

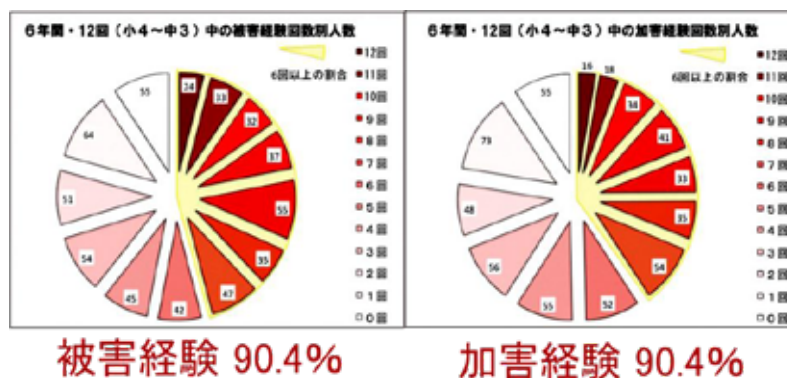
困難な運命や環境のもと生まれた子も、そうでない子も「子どもから青年へと育ちの中でたくさんの他者と出会い」「触れ合い」「人間関係の成功体験・失敗体験を繰り返す」ことによって、困難を受け入れ、自らを信頼する力を深部に宿すことができると考えます。

「生きていく中で出会う数々の困難を乗り越える力」と、「人とつなぐことのできる能力」を持つための経験を重ねるには、家族以外の「他者」と出会える環境と、子どもたちの失敗を受け止められる地域の成熟が必要です。この「他者の存在（多様性）を理解し共生していこうとする力」を育む地域づくりは、浦安市に多い、働き盛りの40歳代50歳代の自殺や、定年後の役割喪失による60歳代の自殺予防にもつながると考えます。

いじめの背景を考える

「文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターのいじめ追跡調査 2013-2015 報告書」（平成28年6月）によると、いじめの被害経験も加害経験も90.4%（小学4年生～中学3年生）にのぼっており「一部の特別な子供に注意を払う、一部の問題を抱えた子供を早い段階で見つけ出す（＝「早期発見」）等の取り組む姿勢にとどまる限り、（中略）その効果も限定的なものにとどまり、いじめを減らすことにはならないと考えられます。」と述べられています。

「仲間はずれ・無視・陰口」
の経験回数



多感で未成熟な思春期を経験してきた大人はこれに納得するとともに、「いじめに至った背景」や「加害者も被害者も“抱える悩みを他者に相談できない”ことによる被害の深刻化」に思い至ることができます。思春期の子どもを取り巻く環境が複雑化している現代こそ、問題を本人や家族の中だけにとどまらせることない環境を重視し、地域・学校・行政が連携し整備していきます。

マイノリティー（少数派）を意識しなくてもよい環境づくり

浦安市では誰もが自分自身や相手の、障がい、年齢、セクシュアリティ、病気、国籍などを意識しなくてもよい、「どんな運命のもと生まれても自分らしく生きられる＝ノーマライゼーションという言葉のいらない環境づくり」をめざします。

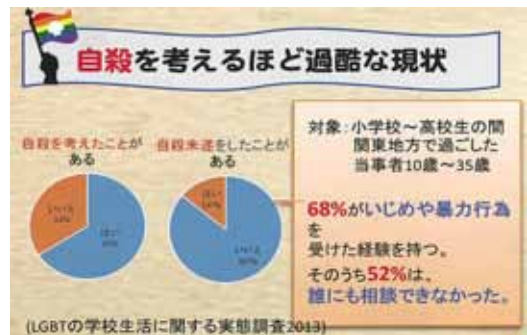
「ノーマライゼーションという言葉のいらないまち」とは
一人ひとりが、
自分自身の、
そして相手の、
障がい、年齢、セクシュアリティ、病気、国籍といった個性を
意識することなく、
誰もが暮らしやすい、住みやすいまち

陸前高田市ノーマライゼーション大使・浦安市いのちとこころの支援対策協議会会長 岩室紳也

つなぐ・つながる会

特定非営利活動法人 Medical G Link (市民活動団体)

すべての人のLGBT（性的少数派）の正しい理解を目的に、毎月1回、日曜日に市役所1階の市民活動センターにてLGBT 無料相談会を開催し、本人・家族・担任らの相談に乗っている。



SNSの活用

TwitterなどのSNS (Social Networking Service) での自殺に関連する投稿がきっかけとなった事件が起き、SNSの使い方やメディアリテラシーといったことが取り上げられています。浦安市では若者の生活の一部となっているSNSも活用し対策を推進していきます。

平成30年12月4日発行
「浦安新聞」

LINEで相談してみませんか

誰にも話せない悩みや生きづらさを感じている若者が利用できるSNS相談（LINEやチャット）による相談について、浦安市健康増進課の橋本弥生さんに話を聞いた。

使い慣れたツールで
つらい、消えてしまいたい、寂しいなど、悩みを抱えていても周囲に話せない子どもや若者がいる。一人で抱えているつらさを信頼できる誰かに話すことができれば、少しは気持ちが楽になるだろう。

怪しいサイトには注意
身近な人に相談することをためらう人のために、若者に広く浸透しているLINEなどSNSを利

用した相談サイトがある。厚生労働省のサイトでも紹介されているものだ。これまでも電話などで相談を受け付ける場は設けられてきたが、「普段から使い慣れているLINEなどを利用しやすくなるのではないだろうか。」

「SNSが相談ツールに加わったことで、若者が

らSNSの受け皿が増えた。しかし、一方で悪意のあるサイトが存在する。新たな危険も発生している。

「SNSを利用した犯罪が発生したことはニュースでも大きく取り上げられました。匿名で相談できるSNSは便利ですが、匿名ならではの怖さもあります。」

「信頼できる相談サイトであるかどうかを判断する基準は「厚生労働省のお墨付きであるかどうかだ。」

厚生労働省ホームページでは「SNS相談等を行っている団体一覧」を掲載。活動母体がかかりしていることに加え、信頼可能なサイトであるからかも判断して紹介している。（社）社会

的支援サポートセンターやNPO法人BONDプロジェクトを常時約6団体、強化月間（3月9月）には10団体を超えることもある。

とはいえ、情報を精査し、精査できるのは気持ちに余裕がある場合のこと。「だからこそ、できるだけ多くの人にSNS相談のことを知ってもらうことが必要だと思っています。広く周知すること、より多くの人々が自分の辛さを話し、気持ちを切りかえるきっかけにつながればと考えています。」と述べた。

厚生労働省HPから
www.mhlw.go.jp
www.mhlw.go.jp
厚生労働省 SNS相談で
検索

子ども・若者を取り巻く環境の風通しをよくする

自殺対策は様々な角度や切り口から取り組むことが求められており、専門家が対応すべきものというのは誤解です。庁内各部署・地域団体・学校などが、垣根を越えて連携・協働できるよう、子どもや若者たちを取り巻く環境を風通しの良いものにして横断的に取り組みます。

【重点施策2】

孤立・孤独対策

「**つながる**ことが苦手な人」も「**つながり**やすくなる」環境づくり

困っている・悩んでいることを言いづらい環境

→自分の中で抱えこんでしまう→「自殺するしかない」という視野狭窄になる

個人の意思の弱さではなく、人間関係の希薄な社会環境が追い込んでいる

生きることの阻害要因を減らす取り組みへの支援

個々の**つながり**がたくさんあり、またその“**つながり同士がつながる**ようなしかけ”を継続することで、「気付けば、“孤立している人が、孤立・孤独から抜け出せる環境”」となることを目指します。

つなぐ・つながる会

こどもの学習支援事業等（社会福祉課）

こどもに対する学習支援を通じて、居場所や仲間やボランティアの大人や学生らとの出会いの場となり、こどもの生活や精神面を支えとなる。

つらいと言える環境づくり

悩みや不安を他者に打ち明けることが苦手な人も「誰かに話をしている中でつらさが軽減する体験」を通して、**人とつながる**ことの良さを実感できる場づくりをすすめています。

つなぐ・つながる会

育児相談（母子保健課）

育児支援を行う専門職とのつながりを築くとともに、保護者同士の仲間を身近につくることで、情報交換し問題解決する力を養う。

自殺に対する偏見の解消

社会には、自殺は、「弱いから」「恥ずべきこと」という偏見や差別や先入観が存在します。「話すこと自体タブー」と、苦しみを自分ひとりで抱えたまま平静を装って生きている自死遺族や自殺未遂者も多くいます。辛さや不安を声に出して話すことができれば、どれだけ多くの方が救われるでしょう。浦安市では多くの市民が自死という問題に向き合い、偏見が解消されるよう取り組みます。

無関心・家族内孤立を解消し、家族力で「つなぐ」

浦安市の自殺死亡率は、40歳～59歳の同居家族のいる男性（無職・有職）と40歳～59歳の同居家族のいる女性（無職）が1位 2位 3位を占めています。家族がいても、不安や悩みに気づかない、迷惑をかけたくない、相談できないという関係性が、家庭内にも存在することを示しています。

浦安市では、日中は浦安市外の職場で過ごす働く世代の危機を、子どもやパートナーなど家族の力で「**つなぐ**」ことができるよう、家族内孤立の解消にも取り組みます。

第7章 計画の数値目標・評価・PDCA サイクル

1) 数値目標

本市の計画における当面の目指すべき目標値として、平成27年から29年（2015年から2017年）の自殺死亡率における3年平均12.16を、平成32年から34年（2020年から2022年）までの自殺死亡率を10.0に減少させることを目指します。

2) 計画の目標

＜アウトカム指標＞

	項目	基準値 3年平均 自殺死亡率 H27～29年度 (2015-2017年)	目標値 3年平均 自殺死亡率 H32～34年度 (2020-2022年)	出典資料
1	自殺死亡率の減少	12.16	10.0	自殺統計

＜プロセス指標＞

	項目	基準値 H30年度 (2018年度)	目標値 H35年度 (2023年度)	出典資料
2	睡眠による休養がとれていると感じる人の割合 (十分とれている・まあまあとれている)	76.1%	90%	健康意識調査 Uモニ
3	自分の健康状態がいいと思う（主観的健康感）人の割合 (とても良い・まあ良い)	80.4%	90%	健康意識調査 Uモニ
4	ストレスを感じたとき、誰かに相談したいと思う人の割合 (そう思う・どちらかというと思う)	46.7%	100%	健康意識調査 Uモニ
5	自分の困り事を相談する相手がいる人の割合 (インターネット上だけのつながり・インターネット検索のみを除く)	89.2%	100%	健康意識調査 Uモニ
6	悩んでいる人に気づき、相談先につなぎ、見守ること（ゲートキーパー）の大切さを知っている人の割合（知っている）	8.3%	50%	健康意識調査 Uモニ
7	「周囲の人々はお互いに助け合って生きている」と思う人の割合（そう思う・どちらかといえばそう思う）	81.2%	100%	健康意識調査 Uモニ

●庁内各課の事業の評価については、庁内事業評価シートを用いて、毎年評価を行います。

＜庁内事業評価シート＞

	目的 (Plan)	事業名 (Do)	評価 (Check) (各目的を意識したか)	次年度に向けて (Action)
〇〇部 〇〇課	＜基本施策1＞ 気付けば人とつながるネットワークづくり ＜基本施策2＞ 意識的に人をつなぐネットワークづくり ＜重点施策1＞ 子ども・若者対策 ＜重点施策2＞ 孤立・孤独対策 1) 居場所づくり 2) 働く世代支援	事業名 対象 事業内容	◎かなり意識して取り組んだ ○ある程度意識して取り組んだ △少しは意識して取り組んだ ×まったく意識しなかった	改善点を記載

浦安市内の生きる支援に関連する事業一覧

早見表

	機関名/課名	ページ	事業番号
庁外事業	浦安市医師会	21	1
	千葉県弁護士会	21	2
	浦安警察署	21	3
	千葉いのちの電話	21	4
	市川児童相談所	21	5
	市川健康福祉センター	21	6, 7
	船橋労働基準監督署	21	8
	商工会議所	21	9~17
	社会福祉協議会	24, 25	68~79
	庁内事業	総務部	
法務文書課		22	18
人事課		22	19~21
企画部			
企画政策課		22	22
広聴広報課		22	23~27
男女共同参画センター		22	28~32
財務部			
財産管理課		22	33
収税課		22, 23	34, 35
市民経済部			
地域振興課		23	36~41
協働推進課		23	42, 43
市民大学校		23	44
市民安全課		23	45
商工観光課		23, 24	46~52
消費生活センター		24	53~55
福祉部			
社会福祉課		24, 25	56~69
障がい福祉課		25, 26	80~90
障がい事業課		26, 27	91~105
こども発達センター		27	106
高齢者福祉課		27, 28	107~119
高齢者包括支援課		28, 29	120~137
地域包括支援センター		29	135~137
介護保険課		29	138~140

	機関名/課名	ページ	事業番号
庁内事業	健康こども部		
	こども課	29, 30	141~154
	児童センター	30	155
	保育幼稚園課	30	156~158
	青少年課	30, 31	159~172
	健康増進課	31, 32	173~183
	母子保健課	32, 33	184~196
	国保年金課	33	197, 198
	こども家庭支援センター	33	199~207
	環境部		
	環境衛生課	33	208
	都市整備部		
	都市計画課	33	209
	住宅課	33, 34	210~212
	道路整備課	34	213
	道路管理課	34	213
	下水道課	34	214
	みどり公園課	34	215, 216
	消防本部		
	警防課	34	217~220
消防署	34	220	
教育総務部			
教育総務課	34	221	
教育政策課	35	222~224	
学務課	35	225~229	
指導課	35, 36	224, 230~245	
教育研究センター	35, 36	229, 244, 245	
保健体育安全課	36	246~248	
生涯学習部			
生涯学習課	36	249~251	
青少年センター	36	252	
市民スポーツ課	37	253	
中央図書館	37	254	

浦安市内の生きる支援に関連する事業一覧

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人と人がつながる	人と人をつなぐ	子ども・若者支援	孤立・孤独対策	居場所づくり	働く世代支援			
浦安市医師会									
1	●					浦安市医師会	相談業務 他	・受診しやすい環境をつくる	
千葉県弁護士会									
2	●		●			千葉県弁護士会	相談業務 他	・相談しやすい環境をつくる ・背景を考える視点をもった支援をする	
浦安警察署									
3	●					浦安警察署	相談業務 他	・背景を考える視点をもった支援をする	
千葉いのちの電話									
4	●		●			千葉いのちの電話	相談業務	・関わることで相談者の自己肯定感を高める視点を持つ ・相談を受ける職員一人に比重がかからないよう、精神的サポートができる職場環境をつくる	
市川児童相談所									
5	●	●	●	●		市川児童相談所	相談業務	18歳未満の児童に関する、虐待・養育などの様々な相談について専門的な立場からの支援を行う。	
市川健康福祉センター									
6				●		精神保健福祉相談	電話あるいは面接による心の相談 ・精神科嘱託医による定例相談 ・精神保健福祉相談員や保健師等による面接あるいは電話相談	心とからだに関する相談や支援を通して、生きることの阻害因子を減らし、また、支援者を増やすことで、本人・家族の孤立・孤独を防ぐ	
7				●		小児慢性特定疾病・指定難病相談事業	保健師による面接あるいは訪問による療養支援	心とからだに関する相談や支援を通して、生きることの阻害因子を減らし、また、支援者を増やすことで、本人・家族の孤立・孤独を防ぐ	
船橋労働基準監督署									
8	●		●		●	船橋労働基準監督署	・長時間労働の是正 ・職場のメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策 ・ストレスチェック制度	・労働者が申し出にくい環境の改善、会社側の理解など環境整備 ・医師との面談により就労の配慮をしていく ・居場所である職場での仕事を継続できる環境を整える	
商工会議所									
9					●	メンタルセミナー	会員対象のセミナー	会社内における心の病や自殺の相談や防止になり得る。	
10	●				●	法定検診・生活習慣病健診人間ドック・脳ドック、PET-CT健診、インフルエンザ接種	会員の健康管理	会社経営者及びその社員の心のケアや病気の予防や自殺防止になり得る。	
11	●	●			●	就職情報交換会	会員企業・学校・学生に対する就職支援	就職支援の他、人手不足や事業伝承の問題について、学校と会社との就職機会を通して、悩みの問題の相談に応じている。	
12	●		●		●	経営指導員による指導	経営指導員が窓口や訪問により、個別に相談を受ける。	様々な問題の解決を図るとともに、専門家への紹介もを行い、フォローを図る	
13	●			●	●	総合振興事業	消費税軽減対策・消費税軽減率対策窓口相談事業、浦安フェスティバル・百縁商店街・浦安市民まつり協力、各種セミナー・会員交流会・創業支援セミナー・インキュベーション施設の開設・浦安パル街開催	経済・業界団体、事業者、市民、行政が協働して誘客による街の賑わいとイベントを開催することにより、人が集い、交流する機会となり得る。また創業者支援や異業種交流による事業の発展を図る	
14	●				●	商工振興事業 工業振興事業	会員向けの講演会・視察・研修会の開催	商工業者の幅広い悩みや問題についての示唆や解決案を提案。	
15	●			●	●	観光振興事業	浦安市民まつり・浦安フェスティバル開催に関する会議参加	経済・業界団体、事業者、市民、行政が協働する誘客による街の賑わいと、イベントを開催することにより、人が集い、交流する機会となり得る。	
16					●	技術・技能の普及検定	珠算能力・簿記・販売士・PC・ビジネス英語・ビジネスキーボード・ビジネス実務法務・福祉住環境コーディネーター・環境社会(ECO)・ビジネスマネージャー検定試験実施、パソコン教室の開設	経済面・社会面の支援	
17	●		●	●	●	調査広報事業	高校・学校法人・ひとり親家庭・いちかわ若者・うらやす障害者と会員企業とによる就職情報面接会	会議所・企業・大学・高校・中学を巻き込んだり出合いの場となる。職業観など幅広く経験することで企業側も経済面だけでなく取り組みとなり、後継者不足・人手不足解消につながる。	

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	高齢者対策	働く世代支援			
法務文書課									
18	●					情報公開	情報公開室における情報周知	情報公開室において、相談先リーフレットを配架することにより、市民に対して支援先の情報周知を図る。	
人事課									
19					●	職員の研修事業	職員対象の研修	階層別研修としてメンタルヘルスやラインケアに関するカリキュラムを導入することで、休職者の減少や自殺防止に努める。	
20					●	職員の健康管理業務	職員の心身健康の保持・健康相談・こころの健康相談・健診後の事後指導	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」を行う。	
21	●		●		●	ストレスチェック	職員のストレスチェックの実施	個人のストレス状況について気づきを促しメンタル不調のリスクを低減する。またメンタルヘルス不調のリスクの高い者を発見し、医師の面談指導につなげメンタルヘルス不調を未然に防止する。さらに集団分析を通じて職場環境の改善につなげる。	
企画政策課									
22			●	●		京葉広域連絡協議会等の要望	市行政の広域化の要請に対処し、関係市が相互に連絡調整を図る	京葉広域等の枠組みを活用し、近隣自治体と連携して、自殺対策事業を検討・要望する。	
広報広報課									
23			●	●		インターネット市政モニター	インターネット環境を通じて、即時に市民の考えや意見を聞く市政モニター制度	自殺対策に関することもアンケート項目に加えることで、住民の意見を収集するとともに、対策の課題（相談窓口の認知度等）を把握する。	
24	●		●		●	法律相談	法律相談を行う	各種相談を受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。相談対応を行う職員は、ゲートキーパー養成講座を受講し、地域の相談機関等に関する情報を把握し、つなぎ役となる。	
25			●	●		市長定例記者会見	市長からの情報発信等	自殺対策に関する具体的な取組等を、記者会見の報告項目に盛り込むことで、住民に対し、施策の更なる周知と理解の促進を図る。	
26				●		市民便利帳の発行	市民便利帳による情報発信	ガイドブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載し住民に対して情報周知を図る。	
27					●	行政の情報提供に関する事務	広報等による情報発信	自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組む。	
男女共同参画センター									
28				●		人権啓発推進事業	市民の人権尊重意識の高揚を図る。	様々な啓発活動を実施することで、人権問題への理解を深める。	
29	●		●			女性のための相談事業	女性が抱える様々な問題について相談業務を実施する。	相談者自らが解決できるように、女性問題の視点とカウンセリングの技法を備えた専門家による相談を実施する。	
30					●	男女共同参画社会づくり事業	市民の男女共同参画意識を醸成するため、学習活動を中心とした講座等を実施する。	市民意識を醸成するとともに、市民参加の場を提供し、性別にかかわらず多様な方が能力を高め、社会の様々な活動に参加できるようにする。	
31	●					男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の現状を把握するとともに、浦安市の男女共同参画を推進するため、「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」の進捗状況の確認や職員研修会を実施する。	男女共同参画社会の形成について、市民主体・協働のもと効果的な促進が図られるよう広く意見を求めていくことを目的に、浦安市男女共同参画推進会議を開催する。また、男女共同参画について職員の理解を深めるとともに意識の醸成を図るために職員研修を実施する。	
32	●		●			DV対策推進事業	ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に向けた啓発活動や職員研修を実施する。	DVやデートDVに対する市民への啓発や、DVについての理解や被害者対応について職員研修を開催することで、暴力を潜在化させない・容認しない社会環境を創出する。	
財産管理課									
33	●					庁内受付案内業務	総合案内にて庁内案内業務を行う	総合案内の担当者に気づき役やつなぎ役としての視点をもってもらうことにより、来庁者に必要な支援への接点となる。	
収税課									
34	●		●		●	納税相談における生活支援窓口の案内	納税相談や催告書の発送時に、生活支援相談窓口に関する案内を行う。	納税者が経済的な理由等により生活苦となり、多重債務に陥ることを未然に防ぐために、生活支援担当課と連携を図り、問題解決に結びつける。	

事業番号	分類					事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	暮らしの支援			
収税課								
35	●					職員の生活支援に対する意識向上	職員が生活困窮等により納税相談を受けた市民に対し、適切な対応が図れるよう、研修等により支援に関する知識を深める。	市民からの相談に対し、必要な支援へつなげられるよう、ゲートキーパー研修等を受講し、支援に関する知識を深める。
地域振興課								
36	●			●	●	地域活動振興事務（浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金）	地域における自治会活動の活性化を促進するため、各自治会及び浦安市自治会連合会へ運営費補助金の交付	各自治会において開催される、自治会まつりやイベントを通じ、地域住民の連帯を深め、心のふれあう明るく住みよい地域社会とする。
37	●			●	●	地域活動振興事務（浦安市ふるさとづくり推進協議会運営費補助金）	地域住民の連帯を深め、心のふれあう明るく住みよい地域社会を築くため、浦安市ふるさとづくり推進協議会へ運営費補助金の交付	地域住民の連帯を深め、心のふれあう明るく住みよい地域社会を築くことにより、市民の生きるための促進要因とする。
38	●		●			青少年海外派遣事業	姉妹都市交流の一環として、本市の次代を担う若い世代の国際的な視野を広め、国際社会を担うにふさわしい人材の育成を図るため、本市在住の青少年をオランダ市に派遣	ホームステイ、現地高校の授業参加、公共施設の訪問等を通じて姉妹都市交流の促進を図るとともに、参加した青少年が国際的な視野を広く持てるようにする。
39	●		●			非核平和事業	・ 平和学習青少年派遣事業 ・ 原爆展及び被爆体験講話事業 ・ 小中学校被爆体験講話 ・ 被爆者団体育成補助金 昭和60年3月29日の『非核平和都市宣言』に基づき、非核平和理念の高揚を図るため、非核平和関連事業を実施	被爆の実態と平和の尊さ、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さに触れることで命の尊さを感じられるようにする。
40	●			●	●	浦安市国際交流協会補助金	地域に根ざした市民主体の国際・理解交流を推進していくため、浦安市国際交流協会へ補助金の交付	市内在住の外国人が孤独や生きづらさを軽減できるよう、地域に根ざした市民主体の国際交流の推進と国際理解を推進する。
41	●			●	●	浦安在住外国人会補助金	市民主体の国際交流を推進するため、浦安市在住外国人会へ補助金の交付	市内在住の外国人の相互扶助や交流の場を創出し、国際交流や国際理解を深める。
協働推進課								
42	●			●		市民参加・推進事業	・ 市民参加推進会議 ・ 市民参加推進検討委員会 ・ 市民向け協働講演会 ・ 職員向け協働研修	市民相互の連携や行政との協働について、会議や委員会での審議、講演会や研修で意識啓発を行うことで、地域におけるつながりを広げる。
43	●			●	●	市民活動促進事業	・ 市民活動推進経費 ・ 市民活動センター運営経費 ・ 市民活動補助金	市民活動の普及・促進が地域におけるつながりをひろげることにつながるため、自殺対策の推進になり得る。
市民大学校								
44	●				●	市民大学校運営事業	地域において人の役に立つ活動をしてみたいと思っている住民の学習を支援する	講座の1つ、またはその一部の中で、自殺に関連する情報の発信、学習機会を提供することにより、協働の担い手、ひいては地域の支え手の育成に努める。
市民安全課								
45		●		●		自主防犯・見守り隊活動支援	自主的にパトロール等防犯活動に取り組む自治会やPTAをはじめとする地域団体及び、事業者において相互に連携・協働して防犯活動を行う。	日々のパトロール活動において、気になる人を見かけたら、関係機関等に連絡し見守る。気づき役やつなぎ役として必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となる。
商工観光課								
46		●		●	●	中小企業経営アドバイザー派遣	事業運営を行っていくうえで、抱えている様々な問題を解決するためにアドバイスが必要とする場合に市が所要の専門家を派遣する。	経営に関する必要なアドバイスなどを行うことで、自殺リスクの軽減を図る。
47		●			●	中小企業資金融資	千葉県信用保証協会と金融機関の協力を得て、中小企業の事業経営に要する資金をあっせんする制度。この制度を利用した場合、借入利息の一部について利子補給を行う。	融資実行が中小企業者の経営安定化につながり、健康経営の強化を図る起点にもなる。
48		●		●	●	就労支援アドバイザーによる就労相談	地域職業相談室に就労アドバイザー（キャリアコンサルタント）を設置し、就労に関する相談業務	就労に関する相談に対応し、必要な助言及び情報提供を行うことで、自殺リスクの軽減に寄与する。
49		●			●	社会保険労務士による相談	労働基準法、労働保険、社会保険、各種給付金などのさまざまな相談に社会保険労務士が応じる。	地域職業相談室内に社会保険労務士を配置し、雇用・労働等の相談を通じ、必要な支援の提供を行うことで、自殺リスクの軽減に寄与する。
50		●			●	労働相談・情報の周知	市川公共職業安定所と市の共同運営により、就職活動を行うすべての年齢層の方を対象にハローワーク求人情報（正社員・パート等）の提供と職業相談・紹介を行う。	地域職業相談室で行っている社会保険労務士による労働・社会保険相談に加え、国・県が実施している労働相談窓口を市広報やHPを通じて周知し、支援策の啓発を図る。

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	ひとにかつながらる	ひとをきつながらる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	困窮者への支援	働く世代支援			
商工観光課									
51	●	●	●	●	●	いちかわ・うらやす若者サポートステーション	キャリアカウンセリングやセミナー等を行う。	就職活動に関する様々な悩みを持つ若者が早期に就職できるよう専門の相談窓口を配置し、働くことに不安のある若者を就職に向けて支援をする。	
52	●	●	●	●	●	中高年向けの再就職支援セミナー	「千葉県ジョブサポートセンター」と連携し、中高年における再就職を支援	再就職支援セミナーを行い、再就職の支援を実施し、生活の安定を図る。	
消費生活センター									
53	●	●	●	●	●	消費生活相談	消費生活に関するトラブルの解決や被害の未然防止のため、消費生活センターに消費生活相談員を配置し、市民からの相談に対応する。	多重債務などによる生活困難者は、自殺リスクが高いため、相談を契機に、相談から知り得た課題についても把握し、包括的な問題解決に向けた支援ができるよう適切な相談機関へつなげる。	
54	●	●	●	●	●	消費者啓発事業	市民、中学校・高校・大学への啓発チラシの配布や消費者教育講座・消費生活出前講座の開催	消費生活に関するトラブルや被害を未然に防ぐことができるよう、消費者の自立を支援するための啓発活動を実施する。	
55	●	●	●	●	●	多重債務者問題連絡会	深刻な社会問題である多重債務問題について、庁内関係課や団体等との連携の下、多重債務者に対する対策を推進するため、多重債務者問題連絡会を設置する。	多重債務者の発見・対処方法について、市職員向けの研修を実施することで、多重債務者の支援対応を行えるよう理解を深める。また、多重債務者が経済面だけではなく、虐待・DV・自殺につながるリスクが高いことから、まずは「丁寧に事情を聴くこと」が重要であり、相談内容を把握・整理し、解決に向けた助言をするとともに、適切な相談窓口への案内や、法的解決に当たっては、法律専門家に導くようにする。	
社会福祉課									
56	●	●	●	●	●	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮者への就労や自立に関する相談を受ける	生活困窮者に対し、信頼関係の構築と本人の気持ちに寄り添った相談支援を展開することによって、自立と尊厳を確保し、本人の意欲や幸福追求に向けた想いを引き出す。	
57	●	●	●	●	●	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	住居を喪失している又は喪失する恐れのある一定の要件を満たした方を対象に家賃相当額を一定期間給付する	再就職に向けた支援にもつながる。自殺リスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。	
58	●	●	●	●	●	生活困窮者自立支援事業（こどもの学習支援事業等）	生活困窮世帯等の小学4年生から中学3年生の児童生徒を対象に学習会等を開催する	子どもに対する学習支援を通じて、居場所や仲間やボランティアの大人や学生らとの出会いの場となり、こどもの生活や精神面を支えとなる。	
59	●	●	●	●	●	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	一般就労に向けた準備が整っていない方を対象に就労に必要な支援を行う	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援し、必要に応じて、就労支援と自殺対策事業と連動、連携させる。	
60	●	●	●	●	●	家計相談支援事業	生活困窮者が自らの家計を管理できるように支援する	自立した生活基盤の確立を促進する。	
61	●	●	●	●	●	ひきこもり相談事業	16歳以上のひきこもり状態にある方及びその家族に対し、家庭訪問や同行支援を行う	社会参加が促進される。	
62	●	●	●	●	●	生活保護費支給事業	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭各扶助を支給する	扶助支給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、自殺リスクが高い方を把握し、適切な支援へとつなげる。	
63	●	●	●	●	●	法外援護事務	借家等契約更新料や高等学校入学準備費用等の助成を行う	生活保護利用者（受給者）や家族の問題状況を把握し支援につながる契機となる。援助金支給の機会に自殺リスクが高い方を把握し、適切な支援へとつなげる。	
64	●	●	●	●	●	中国残留邦人等生活支援事業	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する必要な支援給付を行う	相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図る。	
65	●	●	●	●	●	就労準備支援事業	一般就労に向けた準備が整っていない生活保護受給者を対象に就労に必要な支援を行う	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援し、必要に応じて、自殺対策事業との連携を図る。	
66	●	●	●	●	●	就労自立給付金支給事業	生活保護の受給を廃止された方を対象に保護からの脱却を促すための給付金を交付する（例：安定就労の機会を得たことで受給廃止）	生活保護廃止直後の不安定な生活を支え、再度の生活保護受給防止を図る。	
67	●	●	●	●	●	就労支援相談事業	生活保護受給者を対象に就労に関する相談を受ける	本人の求職状況等を総合的に勘案し、期間内に就職できることを目指す。本人が主体的かつ計画的に求職活動に取り組めるよう切れ目のない相談支援することで社会参加を促進する。	
社会福祉課・社会福祉協議会									
68	●	●	●	●	●	民生委員・児童委員	適切な相談機関につなげる地域のつなぎ役	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等を実施することで地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へつなげる。	

事業番号	分類					事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	暮らしの支援			
社会福祉課・社会福祉協議会								
69	●	●	●	●		浦安市保護司連絡協議会	犯罪や非行により保護観察を受けることになった人の生活を見守る	様々な相談に対応して、社会から孤立させないための立ち直りを支援し、自殺の予防を図る。
社会福祉協議会								
70	●		●			共同募金活動	街頭募金を各団体と小中高生が実施	募金を通して、地域での支え合い、助け合いを学ぶことで思いやりの気持ちと行動につなげていく。
71	●			●	●	ふれあい広場	多くの住民や福祉施設、関係団体等が参加する、多彩な催しを開催する	多彩な催しを通して相互交流をする中で、福祉交流やボランティア活動を広げることを目的に開催し、人が集い、交流する機会とする。
72	●	●		●		ボランティアセンターとの連絡調整	ボランティアセンターへの情報提供	福祉ボランティア活動を通じて、相手の立場や気持ちを考える機会となり得る。
73	●			●	●	老人福祉センター	運営	センターが交流、居場所となる。
74		●		●		地域福祉ネットワーク事業・障がい者成年後見制度支援事業・市民後見推進事業成年後見・生活支援センター	成年後見事業、心配ごと相談所、福祉サービス利用援助	不安の軽減につなげる
75				●		食事サービス事業	ひとり暮らし高齢者等の自宅への配食サービス	ひとり暮らし高齢者等の孤立化を防ぎ、地域での見守り機能を図る。
76		●		●	●	生活福祉・福祉資金貸付事業	低所得・障がい者・高齢者などの世帯が対象	経済的自立と生活の安定を図るために福祉資金の貸付を行っている。
77		●		●		地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口	高齢者の心身機能の維持や改善、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助と支援を包括的に行う。
78	●			●		支部社協事業	11地区ごとに地域福祉活動を行う身近な地域を支える福祉の担い手	孤立のないコミュニティづくりの推進
79	●			●	●	地域拠点「ぼっかばか」	気軽に集える居場所（市内3箇所）の運営	支部社協推進委員や関係機関などと連携し、住民の身近な居場所づくりを行う
障がい福祉課								
80				●		災害時要支援者支援事業	災害時における迅速な情報伝達体制の確保を図る。	障がい者（児）等の生活の安定等につながる。
81		●				難病等援護事業	生活の安定と福祉の増進を図る目的に見舞金の支給する ①難病者見舞金 ②小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	難病者（児）及び家族の生活支援の接点となる。
82		●		●		地域生活支援事業	日常生活が困難な障がい者（児）に対するサービス ①相談支援事業（障がい事業課） ②意思疎通支援事業 ③日常生活用具給付事業 ④ストマ用装具費用助成 ⑤移動支援事業 ⑥日中一時支援事業 ⑦障がい者緊急通報電話貸与事業 ⑧訪問入浴サービス事業 ⑨自動車改造費用助成 ⑩自動車運転免許取得費用助成 ⑪成年後見制度支援事業	本人及び介護者の負担を軽減 障がい者（児）の安否や状況等を把握することができる契機となり、必要時には他機関につながる等の支援の接点となる。
83		●		●		社会参加等促進事業	障がい者（児）の外出支援 ①福祉タクシー利用料金助成 ②バス・鉄道共通ICカード利用助成 ③障がい者送迎サービス	引きこもり・孤独を避けることができ、障がいのある方でも社会参加の契機となる。
84	●			●	●	精神保健（アルコール連絡会）	アルコール問題を抱えている方及び家族が対象	連絡会や相談の機会にて、問題を抱えている方の情報収集をし、関係機関と連携し支援する契機、接点になる。
85		●		●		障がい者（児）手当支給事業	日常生活が困難な障がい者（児）に給付を支給する ①重度障がい者手当 ②障がい児手当 ③障がい者施設通所者交通費助成 ④特別障害者手当 ⑤障害児福祉手当 ⑥福祉手当（経過措置）	本人・家族の困難、負担の軽減。 適切なサービスを受けることができ、社会参加につながる契機となる。

事業番号	分類					事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	暮らしの支援			
障がい福祉課								
86	●		●			障がい者医療費等給付事業	日常生活が困難な障がい者（児）に給付を支給 ①自立支援医療費給付事業 ②重度障がい者医療給付事業 ③精神障がい者入院費助成	本人・家族の困難、負担の軽減。 適切なサービスを受けることができ、社会参加につながる契機となる。
87	●		●			障がい者在宅介護支援事業	障がい者（児）及び家族の住まいに関する助成 ①障がい者一時介護委託料等助成 ②住宅改造費用助成 ③住み替え家賃等助成	障がい者（児）及び家族の生活の安定・支援の接点となる。
88	●		●			日常生活支援事業	日常生活が困難な障がい者（児）に対するサービス ①障がい者寝具乾燥消毒事業 ②障がい者紙おむつ給付事業 ③障がい者出張理髪費用助成事業 ④はり、きゅう、マッサージ等費用助成 ⑤給食サービス事業 ⑥軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	本人及び介護者の負担を軽減 障がい者（児）の安否や状況等を把握することができる契機となり、必要時には他機関につなぐ等の支援の接点となる。
89	●		●			障がい福祉サービス等給付事業	日常生活が困難な障がい者（児）に給付を支給 ①障がい者介護給付事業 ②補装具交付・修理費給付事業 ③障がい者福祉サービス利用支援事業 ④障がい者見通所給付事業	本人・家族の困難、負担を軽減 適切なサービスを受けることができ、社会参加につながる契機となる。
90	●		●			障がい福祉施設等利用助成事業	障がい者（児）及び家族の経済支援 ①グループホーム入居者家賃助成 ②障がい者施設入所者自己負担分助成 ③療育費用助成	障がい者（児）及び家族の経済面の支援
障がい事業課								
91			●			障害者講座・講習の開催	障がいの理解と啓発を行う	今後の講座等において、住民への啓発につながるようなテーマ設定について検討する。
92	●		●			基幹相談支援センター（相談支援事業）	障がい者及び家族の相談	職員が自殺対策の視点について理解し、総合的・専門的な相談支援を実施する。地域の相談支援事業者に対し、連携会議・事例検討会等の開催及び事業所訪問等を行い、相談支援実務に関する助言、専門的な支援を行う。
93	●		●			障がい者緊急時支援事業	障がい者（児）及び家族から緊急時通報を受け、居宅に支援員を派遣し対応する。	居宅にヘルパー等の支援員を派遣することで、地域で生活する上で安心・安全の生活へつながる。
94	●		●			講演会・研修会等の開催	障がいの特性や障がいのある方への理解・関心を深めるために講演会・研修会を開催する。	今後の講座等において、住民への啓発につながるようなテーマ設定について検討する。
95	●		●	●		・身体障がい者福祉センター指定管理料 ・ソーシャルサポートセンター指定管理料	身体障がい者・精神障がい者の通所施設の運営	安定した生活を営み、社会参加の促進や介護者の負担軽減を図る。
96	●		●	●		・障がい者福祉センター指定管理料 ・障がい者等一時ケアセンター指定管理料	障害のある方の通所・宿泊施設	自立に向けた社会参加の促進や介護者の負担軽減を図る。
97	●	●	●	●	●	障がい者就労支援センターの運営	障がいのある方が就労の場や機会を得られるように支援するとともに、就労の定着支援を行う。	仕事以外の問題にも気づき、必要な場合には支援先につながる接点となり得る。
98	●		●			障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	行政より委託した障がい者相談員による相談業務。	生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、相談員が気づき役・つなぎ役としての役割を担えるようになる。
99	●		●			障がい者権利擁護センター事業	障がい者差別、障がい者虐待に関する相談を受け付ける窓口として、相談員を配置し「障がい者権利擁護センター」を設置運営する。また、同センターを住民や事業者、企業に対して周知する。	相談対応にあたる職員がゲートキーパー研修等を受講することで、必要時に適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクの高い方を把握し、支援を拡充していく。
100	●		●			障がい者虐待・差別への対応	障がい者権利擁護センターが窓口となり、障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け、被害者障がい者の保護や養護者の支援並びに当事者間の調整活動を行う。	虐待や差別への対応を糸口に、障がい者（児）や家族等、養護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先へつないでいく接点となり得る。

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	高齢者政策	障がい世代支援			
障がい事業課									
101	●	●		●			障がい者福祉計画策定事業	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的に策定するもの。	障がい者の社会参加、引きこもりや孤立防止の観点を含むものである。
102		●					奉仕員養成研修事業	手話奉仕員及び要約筆記者の養成講座を開催する。	障がい者が社会参加しやすい環境を整備する。
103	●			●	●		自立支援協議会	地域における障がい者等への支援に関する課題等についての協議	福祉事業所等の各種支援機関によって構築されたネットワークにより、様々な分野の関係者が地域の課題等に対応することにつながる。
104		●		●			障がい福祉ガイドブック作成事業	障がいのある方及び家族への福祉サービスや、障がい福祉に関する情報をまとめた冊子を発行する。	福祉制度について啓発を行い、適切なサービスを利用できるよう情報提供し、在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。 相談窓口の一覧を入れることで、住民に対する相談機関の周知・拡充を図る。
105		●	●	●			青少年サポート事業	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある方、気になる方及び家族の相談に応じ、専門性の高い療育支援等を行う。	発達障がいに関する相談をすることができ、適切な支援や機関等へつなぐことができる。
こども発達センター									
106	●		●	●	●		こども発達センター活動事業	発達に、遅れや気かりのあるこどもと保護者の支援	心身の発達に遅れや気かりのあるお子さんが、地域において自分らしく健やかに育ち、ご家族が安心して子育てできるように支援する。又、保育園・幼稚園等、地域への支援も行う。
高齢者福祉課									
107	●			●	●		老人クラブ支援事業	老人クラブが実施する文化・親睦及び奉仕に関する事業に対する補助金	老人クラブは、高齢者の人とのつながりや居場所となる。老人福祉の増進を図る。
108	●						敬老会開催事業・敬老祝金品	数え77歳以上の高齢者に対して長寿祝いの式典を開催	高齢者の社会参加や敬老祝金品を受け取ることが励みや目標となる。
109	●			●			高齢者バス代助成	70歳以上の方に、路線バスで利用できるバス券5,600円分を支給する	高齢者の社会参加を促進する。
110	●			●			大型バス運行管理事業(きずな号)	高齢者等の団体行事に大型バス(運転手付き)貸出	高齢者の外出を支援し、社会参加を促進する。
111	●			●			要介護高齢者出張理髪事業	要介護4~5の方の自宅に理髪師が出張	健康の保持及び福祉の増進を図る。理容師と会話することから社会とのつながりになる。
112		●		●			買い物サポート補助金	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるように、買い物代行および同行支援を行う。	買い物代行では高齢者の利便性の向上を、同行では精神的なサポートが主な狙い。高齢者の安否確認や外への関心拡大など孤立防止につなげていく。
113		●		●			高齢者緊急通報装置貸与事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、同居家族がいるが就労等の理由で一時的に独居あるいは高齢者だけとなる世帯を対象に安全確保するため緊急通報装置を貸与	高齢者の安全を確保するため緊急通報装置を貸与し、安心して生活できる環境づくり 消防本部と緊急通報電話設置者との連絡用に消防本部に電話を設置する。
114	●			●			給食サービス事業	食事の調理が困難な65歳以上の方で、ひとり暮らし又は高齢者だけの世帯を対象に配食	栄養バランスのとれた夕食を個別に配食することにより、高齢者の健康の保持に寄与し、併せて安否確認を行うことで孤立を防ぐ。
115		●		●			高齢者見守りネットワーク事業	ひとり暮らしや高齢者のみ世帯・認知症高齢者がいる世帯等を対象に地域住民や事業者等が日常生活や日常業務の中で、地域社会にて孤立していると思われる世帯等の異変に気付いた際に、市役所に連絡をし、市役所で状況確認をする	地域の高齢者をさりげなく見守るシステムを構築する。
116	●			●	●		高齢者あんしんマンションライフ支援事業	管理組合又は自治会が運営する、サロン開催、安否確認及び健康相談その他高齢者の生活相談の事業に要する経費の一部に対し、補助金を交付する。	マンションに居住する高齢者の孤立を防ぎ、安心して生活することができる居場所を確保する
117		●					高齢者日常生活支援事業	①高齢者世帯住み替え家賃助成 ②老人性白内障特殊眼鏡等・補聴器購入費用助成 ③火災警報器費用助成 ④はり、きゅう、マッサージ等費用助成 ⑤迷惑電話防止機器給付事業	高齢者が日常生活を安心して暮らせるサービスを提供するとともに、自殺リスクを抱えた方を必要な支援へとつなげる。
118	●			●			社会参加等促進事業	・シルバーカート購入費助 ・交通安全つえ給付費	補助具を使用することで、外出の機会に結びつき、社会参加の促進につながる。

事業番号	分類					事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人と人がつながる	人と金をつなぐ	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	暮らしの支援			
高齢者福祉課								
119	●		●			高齢者在宅介護支援事業	①住宅改修費助成 ②福祉タクシー関係 ③要介護高齢者等紙おむつ給付事業 ④要介護高齢者寝具乾燥事業	介護者の負担軽減につながる。
高齢者包括支援課								
120	●					認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識と対応について学ぶ	認知症の家族や本人が地域で安心して暮らし続けられるよう環境を整える。
121	●			●	●	認知症カフェの支援	認知症の人、その家族、地域住民、専門職が気軽に集える場である認知症カフェを支援する。	認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現する。
122	●				●	認知症対策三位一体化計画事業推進事業補助金	認知症対策について、家族支援・事業支援・地域支援が効果的に実施されるよう市と介護事業者が協働して地域住民の支援を行う	認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現する。
123				●	●	養護老人ホームへの入所	環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者等を養護老人ホームに入所措置する	本人の日常生活への不安が軽減される。
124	●			●	●	地域包括ケアシステムの構築	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括システム拠点を設置	拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備 また、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながる。
125	●			●	●	地域包括ケア評価会議	市民・地域・関係機関・行政の協働の場	各々の所属が日頃感じている考えや情報を持ち寄り、話し合い、役割を確認、補完しあうことのできる場である。地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながる。
126	●			●	●	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する自発的な活動	介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような構築を目指す。 活動により、支え合いや助け合いの力の醸成にもつながる。
127	●			●	●	介護予防推進協働事業（浦安介護予防アカデミア）	市民団体と協働で介護予防を進める。 地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防の推進を図る地域づくり推進するため、各種の介護予防教室や介護予防に関する活動の普及・啓発事業を実施	地域の高齢者が日常生活の中で継続して参加できるような場や機会を創出し、地域住民の主体的な介護予防の活動の育成・支援を行う。 地域住民同士の支えあいにつながり、生きることの包括的支援になり得る。
128	●			●	●	地域介護予防活動支援事業（サブスタッフ養成事業）	元気な高齢者が地域のデイサービスを拠点に所定の研修を受講し、『浦安市サブスタッフ』としてデイサービスでの活動を行う。活動を通して自身の健康づくり・介護予防への理解を深める。	元気な高齢者が支援を必要としている高齢者を支える。 元気な高齢者の力を発揮することにより、生きがいにつながる。
129	●			●		地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のリハビリテーションに関する専門職が高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言する。他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。	高齢者の生活実態把握や住民運営の集いの場等を対象に要介護状態になっても社会参加できるよう、集団及び個別指導行っている。また、自立支援会議へ参加し、ケアマネジメント支援を行ったり、介護事業職員等への助言等を実施したり、通所や訪問における自立支援に資する取組を促す。
130	●			●		短期集中予防サービス	要支援認定者などができる限り要介護にならないよう自立支援した日常生活を営むことができるよう支援するため、保健医療専門職（リハビリテーション職等）が通所や居宅訪問の方法により、生活行為を改善するためのプログラム等を提供する。	地域の中での居場所、役割をあらかじめ定め、それを目標として実施する。 生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することで、生活の質（QOL）向上につながる。
131	●			●		高齢者・障がい者権利擁護協議会	高齢者だけでなく障がい者も対象とする権利擁護協議会	高齢者及び障がい者に対する虐待防止や早期発見と適切な支援等についての状況把握を行い、関係機関等の連携につなげる。
132	●			●	●	在宅医療・介護連携推進事業	地域における医療介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護連携を提供することができるよう、医師会等と連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。	関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげる。
133	●			●	●	男性のためのクッキングひろば	65歳以上の男性を対象	栄養講座（栄養士の講話、調理実習）等を行う。 男性の介護予防事業への積極的な参加を促すとともに、地域での居場所、つながりのきっかけとなり得る。

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	困窮対策	働く世代支援			
高齢者包括支援課									
134	●			●	●		口福ひろば	口腔機能向上を契機に介護予防の知識を得て、継続が図れるよう取り組む複合的な介護予防の教室。『浦安介護予防アカデミア』の協力を得て運営	教室参加者同士のつながりの中で、参加者の集いの場となっている。
高齢者包括支援課・地域包括支援センター									
135		●		●			介護相談	介護に関する本人・家族からの相談対応	介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援へとつなげる機会となり得る。
136		●					高齢者への総合相談	高齢者に対する本人・家族・地域住民からの相談対応	初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を把握し得る窓口となり得る。
137	●	●					地域包括支援センターの運営	高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援、認知症施策の推進・地域ケア会議の推進、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備等の業務	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげることになり得る。
介護保険課									
138		●					介護認定に関する業務	介護や支援が必要な人に対して介護認定を行う	申請時や調査時において、介護疲れや介護に関する聞き取りをした場合は、必要に応じてともづな等の相談機関につなぎ、他課、関連機関と連携をすることができる。
139				●			介護相談員派遣事業	介護サービスの質の向上	介護相談員を介護サービス事業所等に派遣し、サービス利用者の疑問や不安・不満等の解消を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
140		●		●			介護給付に関する事務	介護に関する給付を行う	介護給付を通じて、本人や家族の負担軽減を図る。傾聴や対話でつながる機会となり、自殺リスクの軽減にも寄与する。他課、関連機関と連携をすることができる。
こども課									
141		●	●	●			ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織による育児支援	地域での子育て支援力の向上が図れ、会員間の相互扶助の機運が高まる。
142		●	●	●			子育て短期支援（こどもショートステイ）事業	病気や出産、看護などの理由で一時的に養育が困難になった家庭の子の宿泊及び日帰りの預かり	核家族化が進行している中、一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることができる。
143			●				子育て・家族支援者養成講座	地域の子育て支援を担う人材の養成講座の開催と活動の支援	地域の子育て力の向上が図れ、子育てがしやすい環境を醸成することができ、社会参加につながる契機となる。
144			●		●		託児保育者派遣事業	託児サービスの提供（子育て・家族支援者養成講座認定者等が活動）	養成講座認定者の活動の場が広がることと併せ、保育を通して、地域全体で核家族や子どもを支える環境が整い、社会参加につながる契機となる。
145		●	●	●			子育て相談事業	・子育て相談室 ・庁舎内「子育て総合窓口」子育て相談ができる場の設置	子育てに関する相談をすることにより、保護者の不安軽減・子どもの健やかな成長を促すことができ、支援へとつなげる。
146	●		●	●	●		・子育て支援センター ・子育て支援拠点事業（堀江・明海つどいの広場・ほのほのタイム・望海の街子育てサロン）	保護者同士の交流・情報交換の場の設置	保護者同士のつながりを広げ、子どもの健やかな成長を促す。
147		●	●				子育てハンドブック作業事業	子育てに関する行政情報誌の提供	子育て家庭・支援者へ子育てに関する相談先・情報収集できる資料を提供し、社会参加の促進を図ることができる。
148	●		●				子育て支援パスポート事業	地域内の協賛店舗を登録・紹介	地域全体で子育てを支援していく機運を醸成し、子育て家庭の経済的支援等を図ることができる。
149	●		●	●			子育て支援ポータルサイト経費	行政・民間情報を一元化し発信するウェブサイト（浦安子育て情報サイトMY浦安）	子育て支援に関する情報を一元的に提供することにより、情報を取得しやすくなり、子育てに関する不安感の軽減を図ることができる。
150		●	●				児童手当支給事業	中学校終了前の児童を養育する家庭の経済安定	子育て家庭の経済面の安定
151		●	●				子ども医療費助成事業	中学校終了前の児童を養育する家庭の経済安定	子育て家庭の経済面の安定
152		●	●		●		ひとり親家庭住宅手当支給事業	ひとり親家庭の保護者へ経済的安定	ひとり親家庭の経済安定 申請時、自殺リスクを抱えた方を把握し、支援へとつなげる

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤児政策	子育て支援	働く世代支援			
こども課									
153	●	●					ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭の保護者へ経済的安定	ひとり親家庭の経済安定 申請時、自殺リスクを抱えた方を把握し、支援へとつなげる
154	●	●					児童扶養手当支給事務	ひとり親家庭の保護者へ経済的安定	ひとり親家庭の経済安定 申請時、自殺リスクを抱えた方を把握し、支援へとつなげる
児童センター									
155			●				ふれあい体験事業	小学高学年・中高生を対象に赤ちゃんとふれあいを通して命の大切さを知ってもらう。	妊娠、出産についての知識を得ることで、命の尊さや育っていくことの素晴らしさを感じる。
保育幼稚園課									
156			●	●			保育の実施	保育・育児相談の実施・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
157	●	●					保育料等納入促進事業	保育所長等により、督促状を保護者へ手渡す。徴収職員による滞納者の実態調査や臨戸訪問	保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、必要な支援につながっていない方もいると思われる。収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐ等、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
158			●	●			保育ママ事業	就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。	子どもの預かりと養育の機会は、保護者や家庭の状況を知る機会となる。保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど、支援への接点になり得る。
青少年課									
159			●				ジュニアリーダー研修会	小学校高学年のグループ活動・体験活動を通して仲間との交流会	グループ活動・体験活動を通して、仲間たちと交流することで「孤立」を防ぐ。活動の目標を設定し達成することで「自己肯定感」を高める。
160			●				青少年リーダー養成事業	主に中学生を対象としたリーダー育成研修会	グループ活動・体験活動を通して、仲間たちと交流することで「孤立」を防ぐ。活動の目標を設定し達成することで「自己肯定感」を高める。
161			●				青少年相談員事業	小学4～中学生を対象とした各種講習会・イベント開催	青少年の豊かな人格形成や青少年相談員の資質の向上を図る。
162			●				少年少女洋上研修事業	小学6～中学生を対象とした船内研修など	グループ・体験活動を通して仲間と交流することで「孤立」を防ぐとともに、目標を設定し達成することで「自己肯定感」を高める。自分を見つめなおす機会とする。
163			●	●	●		放課後うらっこクラブ事業 (放課後異年齢児交流促進事業)	共働き家庭等を含めた全ての児童に放課後の居場所を提供する。	通い慣れた学校施設等を活用し、安全で安心な居場所を提供する。また、子供たちの自主的な遊びを通じて異なった学年の子供たち同士の交流を促進することで「孤立」を防ぐ。さらには、創造性や自主性を育むことができる。
164	●		●		●		社会教育関係団体活動補助金	青少年の健全育成活動を支援するため、社会教育認定団体として認定された青少年関係団体の活動の一部に対する補助金	青少年関係団体等の活動の一部に補助金を交付している。各団体でのグループ活動や体験活動を通して、創造性や自主性を育むことができる。
165	●		●		●		こどもの広場管理運営事業	小学校6年生以下とその保護者を対象とした施設	子どもが様々な体験や交流を通して、創造性や自主性を育むことができる。生きることの促進要因を増やすことができる。
166	●	●	●	●	●		青少年館管理運営事業	小学生から22歳以下を対象とした施設	青少年が仲間づくりや交流を行える場及び自発的に学習や趣味等の活動を行える場の提供により、青少年の居場所をつくる。自殺リスクの高い青少年との接触でき、必要な支援へとつなげる。
167	●		●		●		青少年交流活動センター管理運営事業	小学生から25歳未満を対象とした施設	青少年の交流を促進するための施設運営をすることで青少年との接触を図れる。
168	●		●		●		少年の広場管理運営事業	幼稚園から19歳未満とその関係者を対象とした施設	青少年及びその保護者同士がさまざまな体験や交流ができる場を提供する。生きることの促進要因を増やすことができる。

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人と人がつながる	人と心をつなぐ	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	困窮対策	働く世代支援			
青少年課									
169	●		●	●	●	●	児童育成クラブ管理運営事業	居間保護者が留守となる家庭の児童（小学校1～4年生）及び療育手帳を交付児童対象	自殺リスクを抱えた保護者や子どもを把握し、適切な機関へ支援をつなげる。児童育成クラブの支援員に青少年課主催の研修等を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、必要な機関へつなぐ等の対応が取れる。
170	●	●	●	●	●		青少年館の運営	居場所提供、青少年向け活動支援、子育て親子向け施策、世代間での交流促進、ボランティア育成事業、職場体験事業	青少年が自由に交流できるスペースを開放し、彼らに放課後の居場所を提供する。中高生との日常的な関わりを通じて、家庭の状況等を含めた問題の把握ができれば、困難な状況にある若年層を支援する上での有効な窓口として機能し得る。子育て親子が集い交流でき、リラックスできる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与し得る。参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談に繋げられる可能性がある。世代間交流事業との連携を深めていくことで、若年層が命の大切さについて考える機会を提供し得る。交流事業を通じて、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。
171		●	●	●			不登校生徒支援事業	適応指導教室に出向き、講演と体験型教室を行う。	新しい技能を身に付け、披露する活動によって、自己有用感・自己肯定感の醸成するとともに、誰にでも居場所があることを認識させる機会を提供し得る。
172			●				つぼみ教室の実施	女子小学生とその保護者向けに、下着の選び方や成長についての教室を行う。	抱え込みやすい成長についての悩みなどを指導員に相談する可能性がある。親子で話をするきっかけを提供することで、悩みを解消し、自殺リスクの軽減に寄与し得る。
健康増進課									
173				●			災害医療対策事業	災害発生時よりも、72時間たった後の避難所において、心のケアを中心に保健師や医師を派遣する。	災害時に関係機関との連携の下で医療救護活動が円滑に実施できるようにすることで自殺対策リスクの軽減につながる。
174				●			休日・夜間急病診療事業	365日夜間と日曜・祝日・年末年始の屋間に急病診療所を運営する。	通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神的に不安定な方や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースが受診することも想定され、必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。
175		●	●				けんこうりダイヤル24	365日24時間、対応が、医師や保健師、看護師等、相談に応じて専門的知識を有する者が、相談員となる。	自殺のリスクが高い者に対して、薬剤師と連携を図り、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことで自殺リスクの軽減になる。
176	●	●	●	●	●	●	いのちとこころの支援事業	人と人とのつながりを目指した庁内外のネットワークづくりと、困難を抱えた市民を支援につなぐためのゲートキーパの養成や相談窓口の周知などを行う。	人と人とのつながりを重視することで、どんな人も自分らしく生きることができる環境をつくる。
177		●					各種検診・健康相談事業	生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図り、住民の健康増進に資する	健康に関する相談や検（健）診を受診し、必要であれば、適切な医療機関・支援先等に関する情報提供、つないでいることにより、生き続ける促進要因を増やし、阻害因子を減らすことにつながる。
178	●		●	●			健康推進員	市民の健康づくりのため、保健師や栄養士と連携をとりながら、講座やイベント・啓発などの地域活動を行う。	健康推進員の活動を通じて、養成講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる。
179	●	●	●	●	●	●	「健康うらやす21」計画推進事業	市民が健やかで幸せな「ウエルネスライフ」を送ることができる街づくりを目的に、健康うらやす21（第2次）を推進する。	市民が健やかで幸せな「ウエルネスライフ」を送ることができるまちづくりを目的に健康うらやす21（第2次）を推進する中に自殺対策計画を盛り込み、自殺対策との連動性を高めていく。
180		●		●			安心看護支援事業	末期の悪性新生物により在宅療養している方のうち、介護保険法等その他の法令の給付を受けていない方を対象に必要な居宅サービスの費用一部を助成する。	介護保険等のサービスを利用することができない若年の悪性新生物等で在宅療養されている方やその家族に対して、経済的負担の軽減や行政とつながるきっかけになる。
181		●		●			在宅療養者口腔機能向上事業	いつまでも、食事や会話を楽しむことができるよう、口腔機能向上のため普及と訪問歯科診療の推進を行う。	食事や会話を楽しむことで在宅療養者の生活の質が向上する。
182		●		●			在宅医療支援事業	継続的かつ包括的な在宅医療を行う環境整備をする。	在宅療養者が緊急時に入院できる体制を整備することで、不安の軽減となり安心して在宅療養を送ることにつながる。

事業番号	分類					事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	ひとがつかいなる	ひとをきつなぐ	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	暮らしの支援			
健康増進課								
183	●		●	●		お酒に悩む人達による自助グループの支援		アルコールの問題を抱える当事者及びその家族の孤立を予防するための居場所づくりへの支援
母子保健課								
184			●			予防接種対策事業	子宮頸がん予防ワクチン接種後に健康被害が発生した者に対し、因果関係が明らかとならない段階において、医療費の助成および医療手当給付する	実態に即した適切な医療が受けられるように支援する。
185	●	●				母子健康手帳交付	妊娠届出	妊娠期からの切れ目のない支援の入口として、保健師が妊娠届出時に妊婦に全数面接を行う。思いがけない妊娠や生活困窮など生きづらさを抱えたハイリスクの妊婦については、地区担当保健師が妊娠中から支援を開始する。必要に応じて関係機関と連携を図る。
186	●	●	●	●		ウエルカム・ベビークラス	初産婦とその夫を対象とした教室	妊娠・出産・育児について正しい知識を伝え、保健師などの相談機関の周知を図ることで、産後うつや育児不安の予防につなげる。妊婦同士の仲間を身近につくることで、自分たちで情報交換し問題を解決する力を養う。
187	●	●	●			新生児・妊産婦訪問指導	新生児や生後4か月未満の乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問を行う。	助産師や保健師が家庭を訪問し、EPDS（お母さんの気持ち質問票）を実施することで、産婦のうつ傾向や異変を把握し、必要な支援につなげる。
188	●	●	●			母子保健推進員	母子ともに健康で明るい生活が営めるよう身近な相談相手としての役割を担う。	生後2～3か月の子どもがいる全家庭に母子保健推進員が家庭訪問することで、母親の様子や相談事を把握する。必要に応じて地区担当保健師が支援を行うなど市民と行政とのパイプ役を果たしている。
189	●	●				妊産婦・乳児健康診査	妊娠中や出産直後、乳児期の発育・発達及び疾病の早期発見のため健康診査の費用を一部助成を行う。	健診の費用助成をすることで、経済的負担の軽減だけでなく医療機関に相談するきっかけになる。必要に応じて医療機関と保健師が連携を図り、必要な支援につなげる。産婦健診ではEPDS（お母さんの気持ち質問票）を実施し、産後うつや育児不安などの恐れがある産婦については、保健師が訪問し産後ケアなどの支援を早急に開始する。妊産婦の支援の充実は、新しい自殺総合対策大綱の重点項目に挙がっている。
190	●	●	●			育児相談・離乳食教室	乳幼児の発育発達を保護者と共に確認し、育児不安の軽減。身近な友達作りのきっかけづくりを行う。	保健師・栄養士・歯科衛生士が相談にのることで、育児不安の軽減や児童虐待の予防につなげる。保護者が育児支援を行う専門職とのつながりを築くとともに、保護者同士の仲間を身近につくることで、自分たちで情報交換し問題解決をする力を養う。
191	●	●				1歳6か月児・3歳児健康診査	保護者とともに児の発育・発達を確認し、発育・発達の遅れや疾病の疑いのある児を早期に適切な働きかけを行う。	医師・保健師などの様々な専門家が相談にのることで、育児不安の軽減や児童虐待の予防につなげる。子どもの発達については、必要に応じて療育相談員の子育て相談、1.6事後教室、こども発達センターなどの相談機関を紹介する。健診未受診者に対しては、保健師が電話や訪問で受診を勧奨することで、育児放棄や生活困窮などリスクの高い家庭を発見し必要な相談機関につなげている。
192	●	●	●			産前・産後サポート事業	育児不安等の高い時期に、孤立感や不安感の軽減を図る。	身近に相談者がいない、不安があるなどの妊産婦を週1回程度、産前・産後サポーターが訪問し、話を傾聴することで、育児の不安などを軽減し、うつや自殺のリスク軽減を図る
193	●	●	●	●		産後ケア事業	産後の母の心身の休養および回復と育児不安の解消を図る。	産後は、慣れない育児への不安から、うつや育児不安を抱える危険性がある。出産直後の早い時期から助産師等の専門家が、きめの細かい支援を提供し、産婦の体心身を休めることで、安心して地域で育児ができるようになる。必要に応じて、地区担当保健師等関係機関と連携を図り、支援を継続することで自殺のリスクの軽減につながる。
194	●				●	不妊治療費等費用助成	県が行っている特定不妊治療の費用（上限あり）を助成する。	費用助成を行い経済的負担の軽減を図る。また、不妊・妊活相談で不妊治療コーディネーターが専門的な相談に応じ、不妊治療などの不安の解消につなげている。
195	●	●	●		●	助産師相談	育児不安等の高い時期に、孤立感や不安感の軽減を図る。	妊娠期や子育て期の女性ホルモンの大きな変化から様々な不安が高まる時期に、千葉県助産師会市川浦安支部の助産師が体と心の相談にのることで、産後うつや育児不安の予防、自殺のリスクの軽減につなげる。職場復帰の際の卒乳方法についての相談に応じている。

事業番号	分類					事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人と人がつながる	人と金をつなぐ	子ども・若者政策	孤立・孤獨対策	暮らしの支援			
母子保健課								
196	●	●	●			こどもプロジェクト事業	妊娠届提出時、出産前後、子どもが1歳前後に面談を行い、子育てケアプランを作成	妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊娠期の過ごし方や子育ての目標、市のサービスなどを保護者と一緒に考え、オーダーメイドの子育てケアプランを作成する。作成時、ハイリスクの方を把握し、必要な支援へとつなげる。
国保年金課								
197	●					国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。
198	●					国民年金保険料納付の免除	納付困難者に対する免除制度の案内。	国民年金保険料の納付が困難な方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。納付勧奨等の措置を講じる中で当事者から状況の聞き取りを行い、免除制度の案内を行う。また、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。
こども家庭支援センター								
199	●	●	●	●		エンゼルヘルプサービス事業	産前・産後家庭へのヘルパー派遣による育児・家事支援	産後うつになりやすい時期の心身のサポートや他者へのつながりを感じることでできる。
200	●	●	●			家庭相談室経費	18歳未満の児童に関する総合的な相談	児童虐待の防止、地域で安心して子育てができる環境づくり。
201	●		●	●		児童虐待防止対策推進事業	児童虐待に関する啓発・研修会等の開催	関係機関の虐待に対する共通理解と連携を図る
202	●	●	●	●		母子・父子自立支援員兼婦人相談	ひとり親家庭への自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動支援	ひとり親家庭の生活の安定、児童福祉推進
203	●	●	●	●		ひとり親家庭就労支援事業	ひとり親家庭へのパソコン講座及び就労支援講座を開催。母子・父子自立支援員による就労相談、支援	ひとり親家庭の生活の安定
204	●	●	●	●		ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣	ひとり親家庭等の生活の安定
205	●	●	●	●		母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給	申請時、自殺のリスクを抱えた方を把握し、支援へとつなげる。
206	●	●	●	●	●	母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子とその子への母子生活支援施設への入所と入所施設の実施運営費扶助	自立を促進するための生活支援を通じて、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行う。
207	●	●		●		母子父子寡婦福祉資金貸付事業（特別会計）県事業	ひとり親家庭への資金の貸付	資金の貸付けの申請を通して、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく契機となる。
環境衛生課								
208	●					不法投棄やペットの飼育などの苦情相談	・ゴミの不法投棄パトロール ・不適切な飼養や飼養放棄などの近隣トラブルの相談、対応	不法投棄パトロール活動時や、ペットの適正飼養・ゴミのポイ捨て等の住環境に関する市民からの相談や通報には、その背景に精神疾患の悪化等が絡んでいることも考えられることから、気づき役や支援機関へのつなぎ役としての接点となり得る。
都市計画課								
209	●			●		住民と行政の協働によるまちづくり	まちづくりに関する学習や活動の機会を提供し、住民と協働でまちづくりを推進するとともに住民が協力して自発的に取り組む活動を積極的に支援する。	住民がまちづくり活動に参加することで、地域の方々や行政とつながる機会となる。さらに、まちづくりの検討や協議を通して、地域での居場所や社会貢献につながるため、社会参加のきっかけとなる。
住宅課								
210	●		●	●	●	公営住宅建設事業	低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する	住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める。公営住宅への入居に際して申請対応等を行う職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、入居申請者の中に様々な困難を抱えた住民がいた場合には、その職員が他機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
211	●		●	●	●	公営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者の窓口	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	居場所づくり	働く世代支援			
住宅課									
212	●		●				公営住宅家賃滞納整理対策	公営住宅に居住している家賃滞納者への対応	家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 相談を受け、徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
道路整備課・道路管理課									
213	●		●				土木管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務(ホームレスへの対応等)	ホームレスの方は自殺のリスクが高い方も多く、管理者の通常業務における道路パトロールや、河川パトロールにおいてホームレスの存在が認識できる際には、関係機関へ情報提供を行うなどにより、自殺リスクの高い層にアウトリーチするための有効な対策となる。
下水道課									
214	●						下水道使用料徴収業務	滞納者に対する徴収業務委託	下水道使用料を滞納している人への督促業務等を含むのであれば、委託徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、委託徴収員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。滞納者に対する下水道納付書に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、住民に対する情報周知を図れる。
みどり公園課									
215	●			●			緑化推進事業	公園等里親支援事業。市民が身近な公園で、掃除や花壇(植栽)の手入れなどの緑化・美化活動をすることにに対し、市が支援する制度	公園の里親制度により、常に人の目があることで自殺の抑止につながる。居場所にもなる。
216			●	●			公園管理運営事業	公園の管理・運営	公園内に見通しの悪い場所を極力作らないよう、樹木の剪定等維持管理に努めることにより、自殺の発生を防止する。
警防課									
217	●		●				症例検討会	搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックを行うことにより、救命率ならびに技術力の向上を目指す。	症例検討会の中に自損行為のケースも含めることにより、初期対応ならびに救命率の向上につながり得る。
218	●		●				消防職員研修及びメディカルコントロール体制による自損行為傷病者への対応	地域メディカルコントロール協議会や研修会を行う。	地域メディカルコントロール協議会において、自損行為傷病者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ることができる。
219	●						自殺予防パンフレットの配布	住民・職員に対して啓発用リーフレットの配布を行う。	啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ることができる。また、職員へのパンフレット配布することで、職員の自殺防止に繋げる。
警防課・消防署									
220	●		●				自損行為リスク軽減	消防、救急等の活動上必要な資機材の整備と職員の各種訓練、研修、研修等による知識と技術の向上を図るとともに、住民に対する予防広報を行う。	消防職員研修の中で自損行為への対応方法等についての講義等を設けることができれば、自殺リスクを抱えた人への支援の充実につながり得る。また、職員のメンタルヘルスケアに取り組むことで自殺防止に事前に努める。救急自動車出動の際、事故種別が自損行為であったならば、自殺対策に関連する相談窓口の情報が掲載されたリーフレットを本人に手渡すなどにより、何らかの支援につなげるための情報の提供、継続的な支援への接点となり得る。
教育総務課									
221	●	●					浦安市奨学金制度	経済的理由により修学が困難な学生が対象	奨学金制度による資金面の援助を行うことで、教育の機会均等に寄与し、修学や就職の選択肢を増やすことができる。学生やその家族に県や社会福祉協議会等の相談先を紹介することで、支援先の情報周知を図ることもできる。

事業番号	分類					事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	子育て支援			
教育政策課								
222			●			地域とともに歩む学校づくり推進事業	地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援する。(学校支援コーディネーターを配置)	コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図れる。
223			●			教育情報誌発行业	教育活動に関して分かりやすく情報を提供する。	相談窓口の案内を掲載することにより、住民に対して取組情報を周知することができる。
教育政策課・指導課								
224		●	●			小中連携・一貫教育推進事業	学びの連続性を重視した学習指導を進める	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校間で、園児・児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。
学務課								
225	●	●				就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品費等を補助する。特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えていたりする可能性が考えられる。
226		●			●	教職員人事・研修関係事務	教職員等に対して、メンタルヘルスについての正しい知識及び対応の仕方や予防・早期発見等についての研修を行い、教職員のメンタルヘルスに関する啓発及びその保持推進を図る	メンタルヘルスカウンセリング事業を活用し、教職員の抱えている問題解決の一助となることが考えられる。相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、支援策の周知徹底と活用を図ることができる。
227		●		●	●	学校職員ストレスチェック事業	メンタルヘルス不調の未然防止を主な目的とし、教職員自身のストレスへの気づきを促す。また(検査結果を分析し)職場環境の改善を図る。	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。
228		●			●	多忙化解消事業	教職員の勤務実態状況を把握し、学校や教職員の業務の見直しを推進する	教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。
学務課・教育研究センター								
229		●	●			就学に関する事務	特別な教育的支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望等を尊重しながら、子どもにとってより良い進路選択ができるよう、就学相談に努める。	子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が行われるよう、学校等への訪問や就学相談を中心とした相談活動の充実を図る。
指導課								
230		●	●	●	●	教育相談推進事業(適応指導教室経費)	不登校児童・生徒、保護者、教育関係者に対し、学校生活及び教育全般にわたる諸問題の相談対応。学習指導や小集団活動支援、カウンセリング等を行い、学校や社会生活への適応及び復帰支援	適応指導教室への通級を促すことで、居場所づくりにつながる。
231			●			ふるさと浦安立志塾開催経費	浦安を担うリーダーとして資質・能力の向上のため、中学生に対して様々な講座や体験活動等の研修を実施。	学校のリーダーとしての自覚が高まり、生徒会活動等への自主的・意欲的に取り組む姿勢が芽生え、意識の変容が見られ、自己肯定感が育成される。
232		●	●	●		生徒指導推進事業(いじめ問題等対策経費)	いじめ防止等の対策会議、啓発活動及び相談事業などを展開、いじめ問題等の早期発見及び対処	いじめに関わる悩みや不安、訴えなどを児童生徒やその保護者等が一人で悩むことなく相談でき、学校や関係機関等との連携を図り、いじめの早期発見・対応を図る。いじめの防止等の対策や取組、啓発・広報活動を推進する。
233	●		●			浦安市ふるさとふれあい教育活動推進事業補助金	地域とともに子どもを育てる魅力ある学校づくりを推進するために、各幼稚園・認定こども園・小学校・中学校に設置されている教育活動支援協議会が行う事業や市の研究指定校の魅力ある授業づくり推進に対する補助	地域の方々との交流を通して行う体験学習や動植物とふれあう活動、文化・芸術・スポーツに関わる活動を通して、豊かな心を育てる教育活動を実践することができる。
234		●	●	●	●	教育相談推進事業(スクールライフカウンセラー配置経費)	市立小・中学校に「スクールライフカウンセラー」を配置	児童・生徒の悩みの発見、相談、解消、予防のための適切な援助等、学校生活を支援することで学校不適応児童生徒が減少し得る。
235		●	●	●	●	教育相談推進事業(不登校対策支援事業)	不登校傾向、ひきこもり傾向のある児童・生徒及びその保護者を対象に家庭訪問し、家庭と協力しながら、登校や学習への意欲を引き出した、自己決定力を育成したりするための支援・援助	教育相談室への来室は居場所づくりにつながる。学習支援や学校との連携を推進する役割を担うことができる「統括訪問相談員」を配置し、アウトリーチ型支援の充実を図る。
236		●	●		●	生徒指導推進事業(小中生徒指導主任等研修(長欠対策主任研修))	教職員に対する研修	教職員に対する研修において、自殺問題や支援先等に関する情報を提供することや外部より講師を招待し講演いただくことが、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について理解を深める機会となる。

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人とつながる	人とつながる	子ども・若者政策	孤立・孤独対策	居場所づくり	育ち世代支援			
指導課									
237			●	●			日本語・病児訪問指導経費	市立小中学校において、諸外国から編入し、日本語教育が必要な児童生徒や、短期に病気療養をしている児童生徒に対して指導員を派遣	児童生徒が早期に学校生活に適応し、学習に参加できるとともに内面的な不安の解消ができる。
238			●				理科教育推進教員配置 事業	市立各小中学校に授業における理科実験の充実と安全を確保するために、「理科教育推進教員」を配置	一人ひとりの児童に対し、関わる人が増えることで、多くの人とつながることができる。
239	●		●				道徳教育推進事業	道徳教育・人権教育を推進するために学校教育全体を通じた全体計画の整備・充実及び豊かな心をはぐくむための体験活動を支援	児童生徒が充実した道徳教育・人権教育を受けることで、豊かな心をはぐくみ、自己肯定感を高めることができる。
240			●	●			学校図書館の環境整備	市立各小・中学校に、児童生徒の読書活動及び学習支援を行うため「学校司書」を配置	学校図書館の環境整備が図られ、児童生徒の「居場所」の一つとなる。
241			●				英語教育推進事業（ALT配置経費）	外国語（英語）教育、外国語活動、国際理解教育の充実推進を図るため、各小中学校にALTを配置	一人ひとりの児童生徒に対し、関わる人が増えることで、多くの人とつながることができる。
242			●				幼児教育推進事業（人形劇鑑賞会経費）	劇団の生公演を公設公営の幼稚園園児に鑑賞させるための委託	劇団の公演を園児に鑑賞させることにより、豊かな感性を涵養し、教職員の保育活動を深める。
243			●				幼児教育推進事業（小動物飼育支援事業経費）	市立幼稚園及び市立認定こども園の飼育動物の飼育環境・飼育方法の指導委託	安全で衛生的な飼育方法を知り、動物に触れ合うことで、動物愛護や命の大切さ、いたわりの気持ちを育てる。
指導課・教育研究センター									
244	●	●					まなびサポート事業	特別な教育的支援が必要な子どもたちに対する、より豊かな園・学校生活を実現するための、子ども・保護者・教職員への支援	特別な教育的支援を必要とする子どもたちが、自立や社会参加を目指し、安心安全で、豊かな園・学校生活を送ることができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援、環境整備を行う。
245			●		●		教育研究センター運営費	教育研究センターの運営と教職員の研修	教職員のニーズや各階層に必要な知識技能、今日的な課題に対応した各種研修会を実施し、子どもたちの支援者である教職員の資質や指導力の向上を図る。
保健体育安全課									
246	●				●		教職員労働安全衛生事業	職員の健康管理を行う	学校職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図る
247			●				保健教育推進事業	助産師等を公立小・中学校に派遣し性に関する指導をする	発達段階に応じた性と生命に係る講話を行うことで、将来に向けて「いのち」や自分自身を大切にしようとする意識の向上を図る。
248			●		●		部活動推進事業	小・中学校の部活動について学校と地域の人々が継続的に連携できる体制を構築する	多忙な教員にとって少なからず負担となっている部活動の監督指導を地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援（支援者への支援）を強化し得る。
生涯学習課									
249	●						生涯学習まちづくり出前講座	市民団体が主催する集会等に市職員が講師として出向き、行政情報等を積極的に提供する。また、市政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりをとともに考えていく。	「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を出前講座のメニューに加えることで住民への啓発の機会となり得る。
250	●		●				市P連・幼P連との連携	行政が市P連・幼P連と連携し、各単Pの活動の充実を推進する。また、市P連・幼P連の主催する講演会やセミナー等を通して、市の抱える教育課題の解消を図ったり、教育ニーズに応えたりする。	講演会やセミナー等では、園児から中学生までの幅広い子育て世代を対象に、「子どもの居場所」、「他者や地域、社会とのつながり」など子どもを中心とした多様な課題に向き合い、思慮を深める機会を提供することができる。また、協議会の場を通し、各単Pに周知することで、保護者一人一人の抱える課題に合わせた支援活動を図れるようになる。
251	●		●				生涯学習フォーラム	学校やそれを取り巻く関係機関・団体が、取組を発表したり情報交換したりする生涯学習フォーラムを開催することで、地域の子どもの地域で育てるといことについての理解の深化と、学校や関係団体等の連携を図る。	地域に自殺対策関連の活動を行う機関や団体がある場合には、フォーラムの機会を活用し、学校と自殺対策関連の団体との連携促進を図ることができる。
青少年センター									
252	●	●					青少年センター事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業、街頭補導、青少年センター相談室	青少年の問題行動や学校、家庭などでの悩み事について、青少年や保護者、家族等からの相談をカウンセラー（臨床心理士等）が電話、面接、継続相談を行っている。相談者に寄り添い傾聴し、一人で悩むことなく気軽に相談できる体制を構築することで、サインを見逃さず、一緒に問題解決を考えている。また、必要に応じて、助言、情報提供、専門機関へつなぐ。

事業番号	分類						事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
	人と人がつながる	人と人をつなぐ	子ども・若者対策	孤立・孤独対策	居場所づくり	働く世代支援			
市民スポーツ課									
253	●					●	地元スポーツチームによる活動への支援事業	地元スポーツチームによるホームゲームの際に、必要があればチラシや映像などを使い、情報の発信を行う。	地元スポーツチームとして、住民への「いのち支える自殺対策」の啓発に協力してもらえれば、より幅広い層の住民に情報やメッセージを届けることができる。
中央図書館									
254	●					●	図書館の管理	図書館内の管理	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。

資料

1. 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

- 目次 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 (抄)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2. 浦安市いのちとこころの支援対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における自殺予防対策に係る施策を検討するとともに、これらの実施に当たり関係機関との連絡、調整等を行うため、浦安市いのちとこころの支援対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) メンタルヘルスに係る施策の策定及び実施に関すること。
- (2) 自殺対策に係る施策の策定及び実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の精神保健福祉等の向上に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 委員は、委員構成表（別表第1）のとおりとする。

(職務)

第4条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、健康こども部長の職にある者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(実務者会議の設置)

第7条 協議会に、会長が指定する特定事項を調査検討するために、実務者会議を設置する。

- 2 実務者会議に座長を置き、会長の指名により定める。
- 3 実務者会議の委員は、関係機関の担当者をもって充てることとし、実務者構成表（別表第2）のとおりとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 実務者会議は必要に応じて座長が招集する。
- 6 座長は、実務者会議を掌理する。
- 7 実務者会議において協議された事項は、協議会に報告するものとする。
- 8 実務者会議の委員の任期は、第5条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 協議会にかかわる庶務は、健康こども部健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決める。

附則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成24年2月1日から平成26年3月31日までの間の委員の任期は、第5条第1項本文の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第3項）

委員構成表

平成30年4月1日時点

		所属	氏名
1	会長	ヘルスプロモーション推進センター	岩室 紳也
2	委員	浦安市医師会	高木 一郎
3	委員	社会福祉法人 千葉いのちの電話	齋藤 浩一
4	委員	千葉県弁護士会	田中 知華
5	委員	浦安警察署	高橋 正仁
6	委員	市川健康福祉センター	鈴木 麗子
7	委員	市川児童相談所	市川 博野
8	委員	船橋労働基準監督署	石井 孝雄
9	委員	浦安商工会議所	高木 行雄
10	委員	浦安市社会福祉協議会	牧野 剛
11	委員	浦安市自治会連合会	渡邊 聡子
12	委員	浦安市老人クラブ連合会	相原 勇二
13	委員	浦安市民生委員児童委員協議会	笠井 和枝
14	委員	浦安市青少年相談員連絡協議会	田中 恭子
15	委員	企画部 男女共同参画センター所長	柳田 恵美子
16	委員	市民経済部 地域振興課長	増田 丈巳
17	委員	市民経済部 協働推進課長	福島 靖
18	委員	市民経済部 商工観光課長	池田 肇
19	委員	福祉部 社会福祉課長	町山 幹男
20	委員	福祉部 障がい福祉課長	大塚 一樹
21	委員	福祉部 障がい事業課長	稲岡 正道
22	委員	福祉部 高齢者福祉課長	磯貝 佳孝
23	委員	福祉部 高齢者包括支援課長	小川 弘和
24	委員	健康こども部長	岡本 光正
25	委員	健康こども部次長	大塚 晴美
26	委員	健康こども部 こども課長	河野 良江
27	委員	健康こども部 青少年課長	平林 俊明
28	委員	健康こども部 健康増進課長	醍醐 俊治
29	委員	健康こども部 母子保健課長	高柳 幸志
30	委員	健康こども部 こども家庭支援センター所長	熊川 利幸
31	委員	教育総務部 指導課長	菅原 満
32	委員	生涯学習課 青少年センター所長	小澤 浩一

別表第2（第7条第3項）

実務者構成表

平成30年4月1日時点

浦安市社会福祉協議会	担当者
企画部男女共同参画センター	担当者
市民経済部地域振興課	自治会担当者
市民経済部協働推進課	担当者
市民経済部商工観光課	商工会議所担当者
市民経済部消費生活センター	相談員等
福祉部社会福祉課	生活保護ケースワーカー
福祉部障がい福祉課	精神保健福祉士等
福祉部障がい事業課	担当者
福祉部こども発達センター	相談員等
福祉部高齢者福祉課	老人クラブ担当者等
福祉部高齢者包括支援課	担当者
福祉部介護保険課	担当者
健康こども部こども課	担当者
健康こども部青少年課	青少年相談員担当者等
健康こども部健康増進課	保健師等
健康こども部母子保健課	保健師等
健康こども部こども家庭支援センター	相談員等
教育総務部指導課	指導主事等
生涯学習部青少年センター	相談員担当等

**浦安市いのちとこころの支援計画
(浦安市自殺対策計画)**

<編集・発行>

浦安市健康こども部 健康増進課
いのちとこころの支援対策協議会

〒279-0004

千葉県浦安市猫実 1-2-5
浦安市健康センター内

047-381-9059